



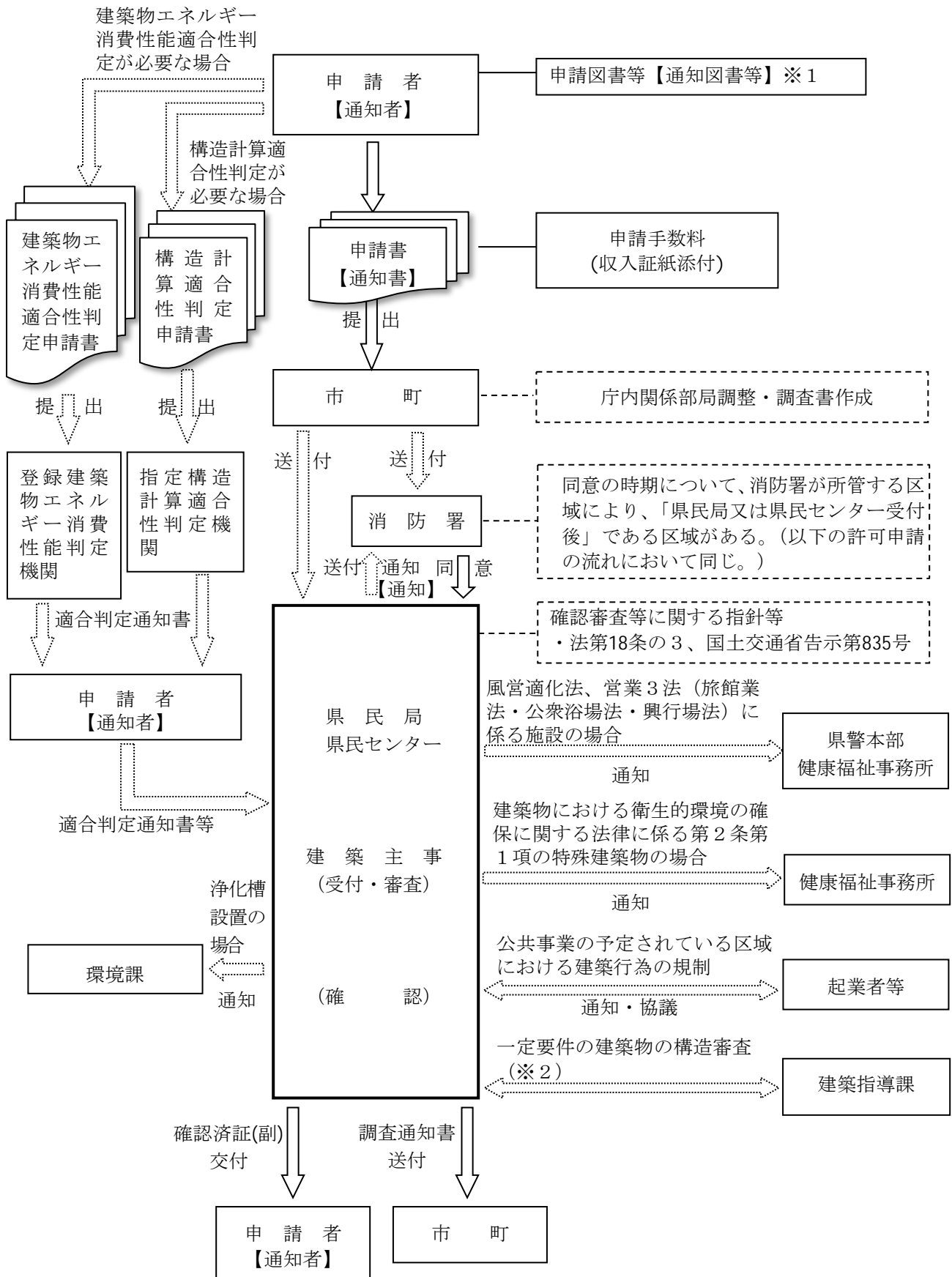
# 5 手続編



取扱編	1
通達／通知／技術的助言編	2
設備編	3
要領／要綱／基準 ／マニュアル編	4
手続編	5



## 建築確認申請（計画通知を含む）の流れ（建築物）



※1 申請図書等【通知図書等】

■申請図書等（法第6条）

- ・確認申請書（建築物）（正）（副）（第2号様式又は第4号様式）
- ・図書及び書類（規則第1条の3）（建築計画概要書（第3号様式）、委任状（又はその写し）等）
- ・図書及び書類（県規則第2条）（工場及び危険物調査（県規則様式第1号）、浄化槽に関する調査（（県規則様式第2号。51人槽以上は建築指導課事前審査）、不適格建築物調査等（県規則様式第3号、第4号又は第5号）、特殊建築物等概要書（県規則様式第6号））
- ・特定施設（特別特定建築物建築）整備計画調査
- ・各整備基準の内容が確認できる図書（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項から第3項までの規定が適用される建築物（表1参照）の場合
- ・その他（建築工事届（第40号様式（第41号様式））

■通知図書等（法第18条）

- ・計画通知書（建築物）（正）（副）（第42号様式又は第42号の2様式）
- ・計画通知書第1面以外は、「■申請図書等（法第6条）」と同じ（規則第8条の2）  
（構造審査、建築計画概要書及び手数料はH19.6.20から必要）

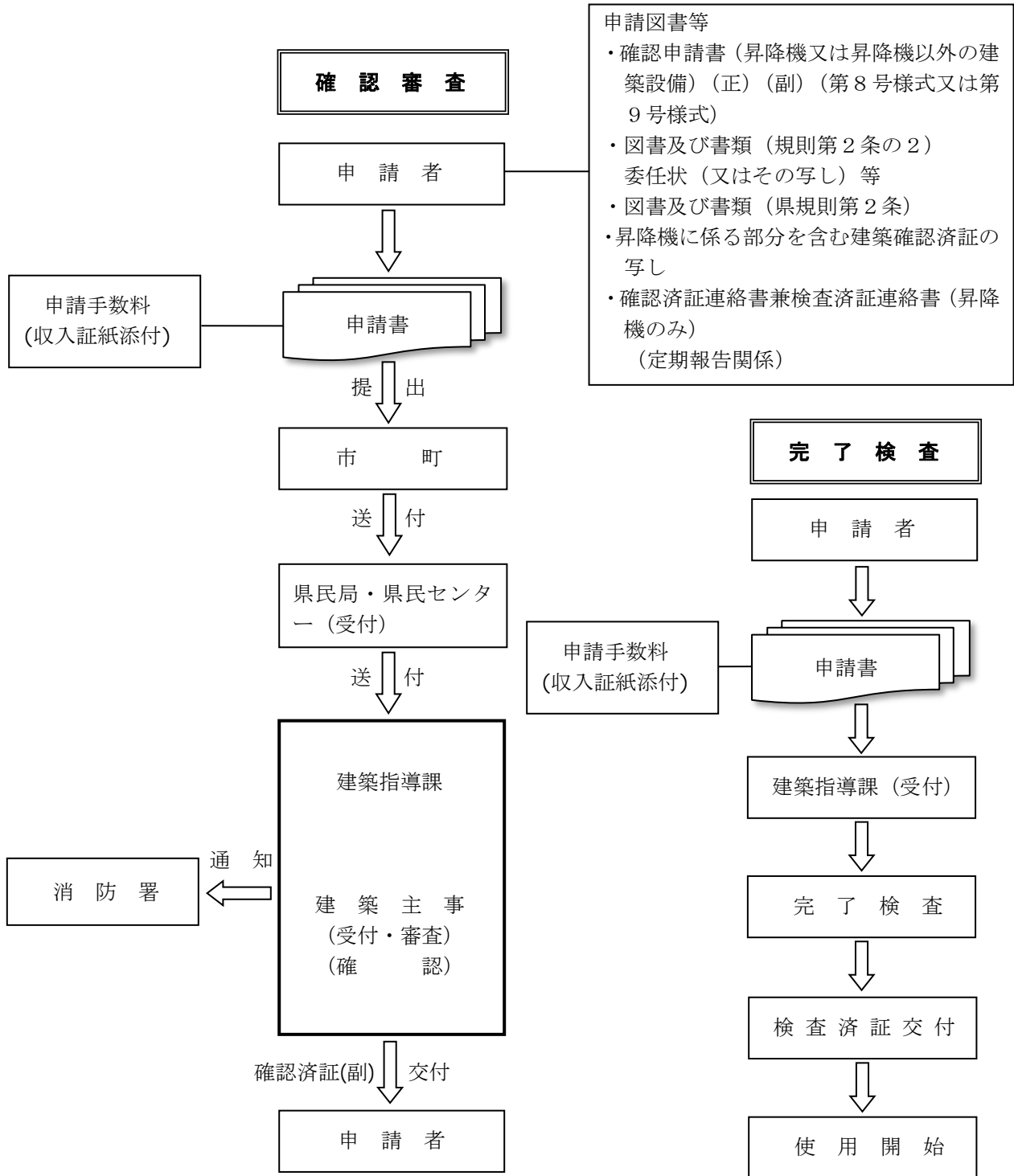
表1

特別特定建築物	新築に係る部分の規模	増築、改築、又は用途変更に係る部分の規模	条例の届出で審査される特定施設
1 学校	全ての規模		(1) 条例のみで審査対象となる整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所のみ条例で審査、その他の整備箇所は建築確認で審査） ・左記3、4の劇場等で固定観覧席を設けるもの ・左記12の公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）で乗降場、改札口等を設けるもの (2) 条例のみで審査対象となる特定施設 ・地下街等 ・公共の交通機関の施設（鉄道駅舎等） (3) 左記15から27の特定施設で、左記の規模未満の増築又は用途変更を行うもの (4) 移転、大規模な修繕又は大規模な模様替を行う特定施設 (5) 建築確認申請が不要な特定施設（都市計画区域外の施設など）
2 病院又は診療所			
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
4 集会場又は公会堂			
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署			
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			
7 老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
8 体育館、水泳場、ボウリング場、その他これらに類する運動施設			
9 博物館、美術館又は図書館			
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗			
11 自動車教習所			
12 公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場）			
13 公衆便所			
14 公共用歩廊			
15 展示場	床面積の合計100㎡以上の規模		※小規模購買施設等の施設、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分は条例の届出が必要
16 百貨店、マーケットその他物販品販売業を営む店舗			
17 ホテル又は旅館			
18 遊技場			
19 公衆浴場			
20 飲食店			
21 理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗			
22 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗			
23 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの			
24 路外駐車場等			
25 共同住宅・寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計500㎡以上の規模		
26 工場(床面積の合計が3,000㎡以上のもの)			
27 事務所(5を除き、床面積の合計が3,000㎡以上のもの)			

※2 一定要件の建築物で構造審査が必要な場合

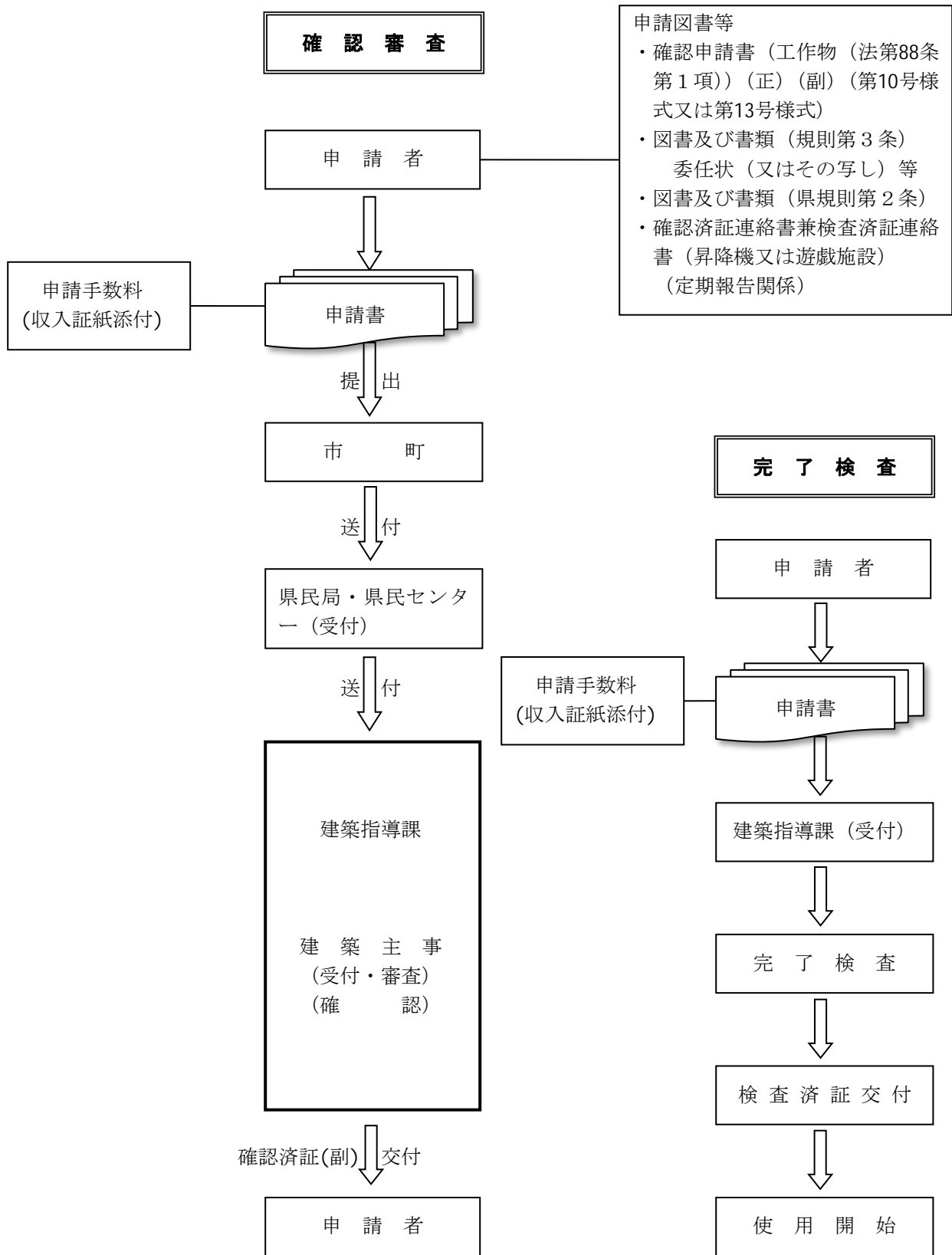
- 1 構造計算適合性判定が不要な場合の次のいずれかの建築物（法第85条第2項、第5項及び第6項の規定による仮設建築物を除く。以下同じ。）
  - (1) 延べ面積が200㎡を超えるもの
  - (2) 階数が3以上のもの
  - (3) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するもの
- 2 指定構造計算適合性判定機関が審査を行わない特定天井を有する次のいずれかの建築物
  - (1) 構造躯体の計算ルートが時刻応答計算又は限界耐力計算以外で特定天井に仕様ルート又は水平震度法を適用したもの
  - (2) 構造躯体の計算がルート1又は法第20条第1項第4号で特定天井に応答スペクトル法又は簡易スペクトル法を適用したもの
- 3 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物で、外壁及び構造耐力上主要な部分が自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊が生じないことを平成13年告示第383号第2第2号、第3第2号又は第4第2号（いずれも第5各号により適用する場合を含む。）に規定する構造計算により確かめるもの

建築確認、完了検査申請の流れ (法第87条の4 建築設備)



- (注) 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合であっても、次に掲げるエレベーター又は小荷物専用昇降機は、法第87条の4の建築設備の準用規定の対象とならない。
- 1 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
  - 2 法第6条第1項第2号建築物(階数が2以下、延べ面積が500㎡以下及び高さが16m以下のものに限る。)に設けるエレベーター
  - 3 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられている室の床面よりも50cm以上高い小荷物専用昇降機

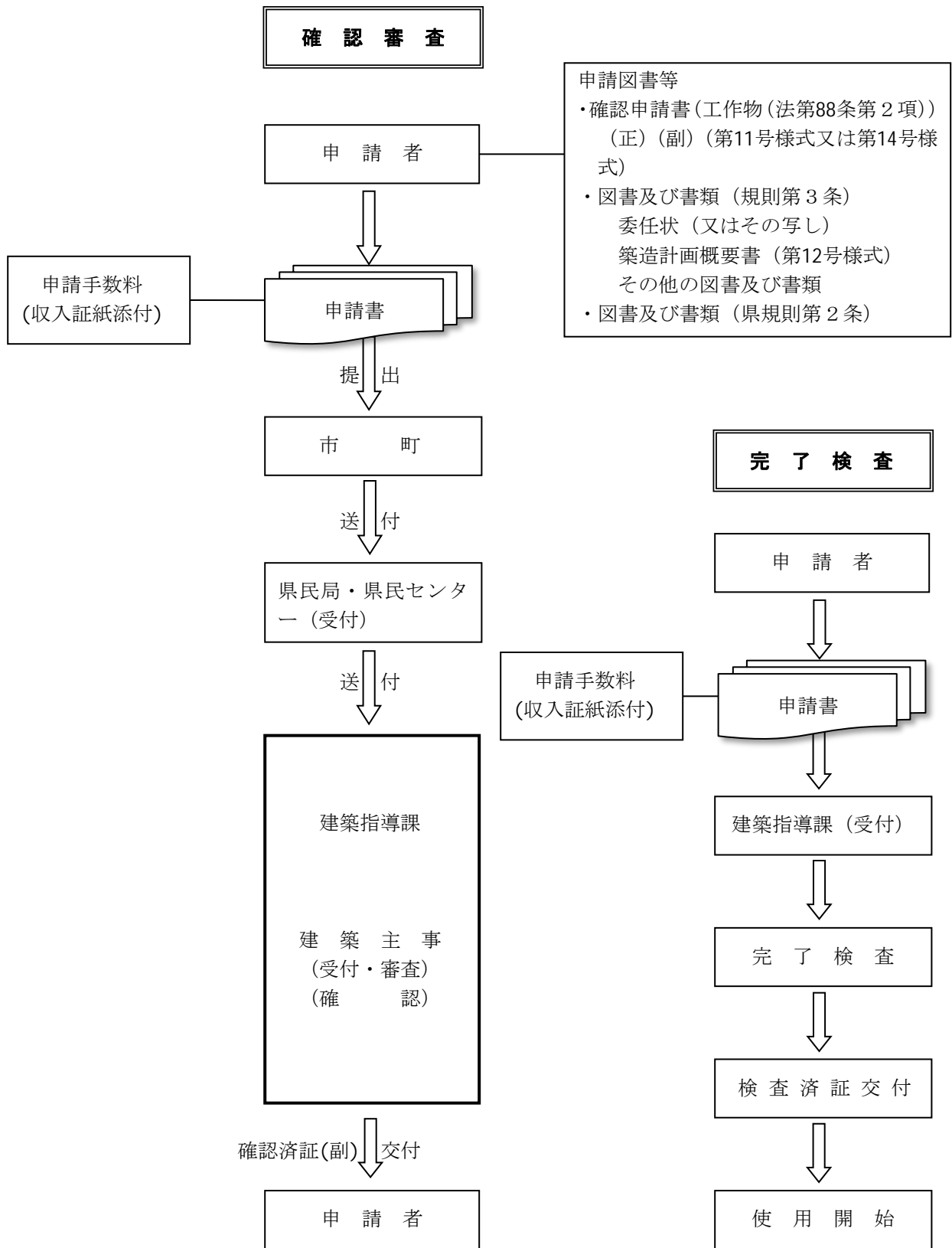
建築確認、完了検査申請の流れ (法第88条第1項工作物 (昇降機等))



※ 昇降機等

昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で、令第138条第2項で指定するもの。

建築確認、完了検査申請の流れ (法第88条第2項工作物(遊戯施設))

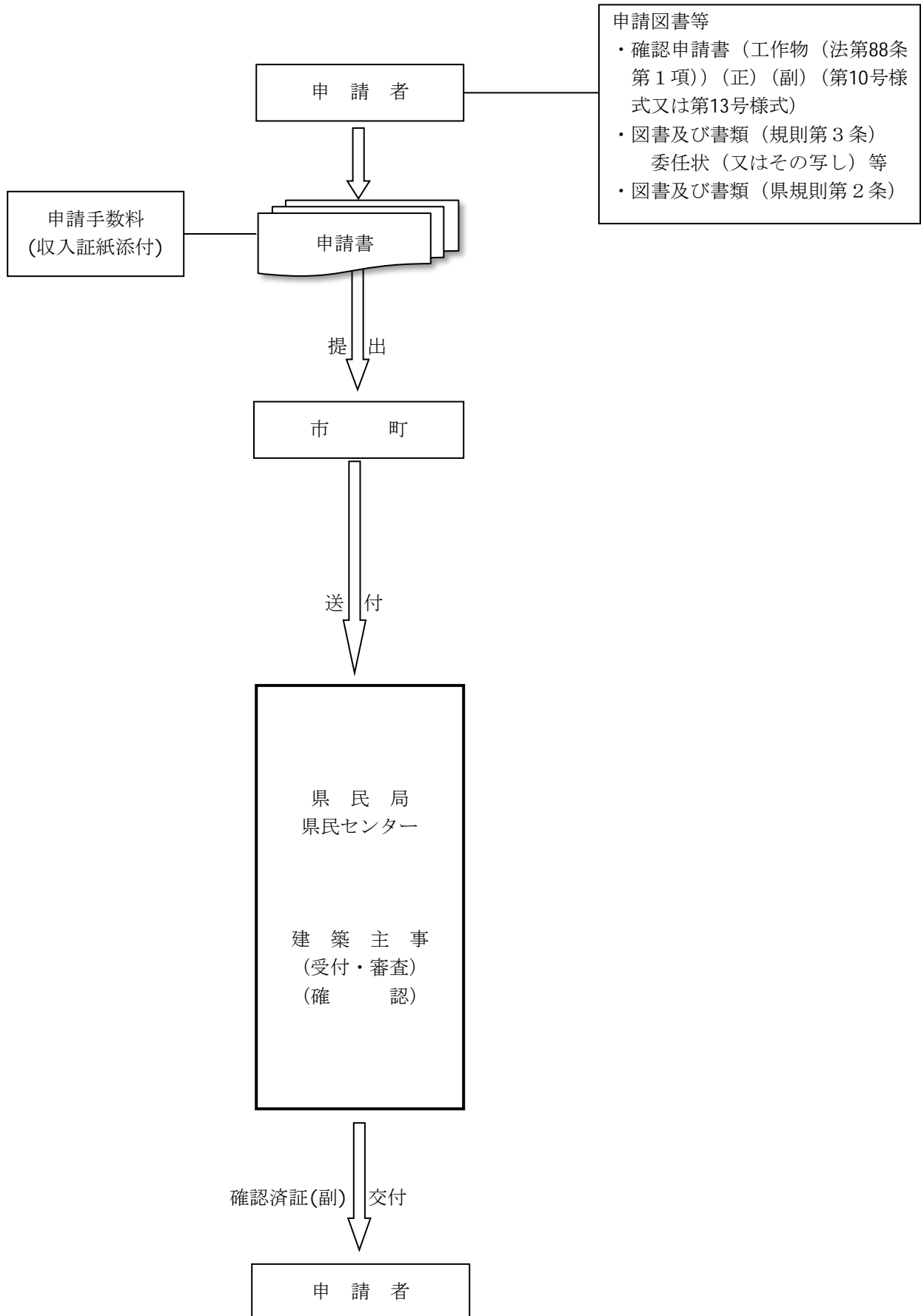


※ 遊戯施設

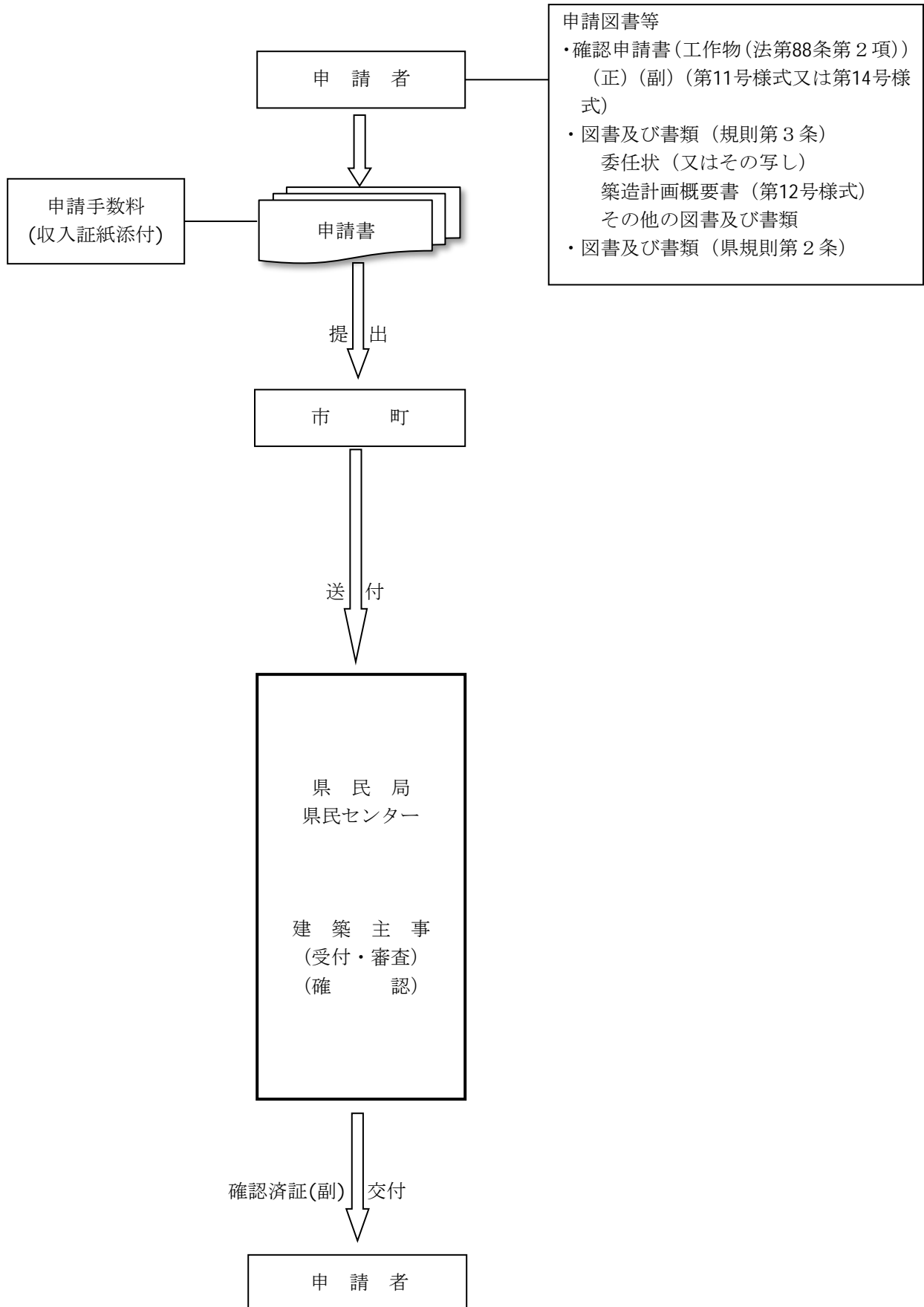
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物のうち、令第138条第3項で指定する昇降機及び遊戯施設をいう。



# 建築確認申請の流れ (法第88条第1項工作物 (昇降機等を除く))

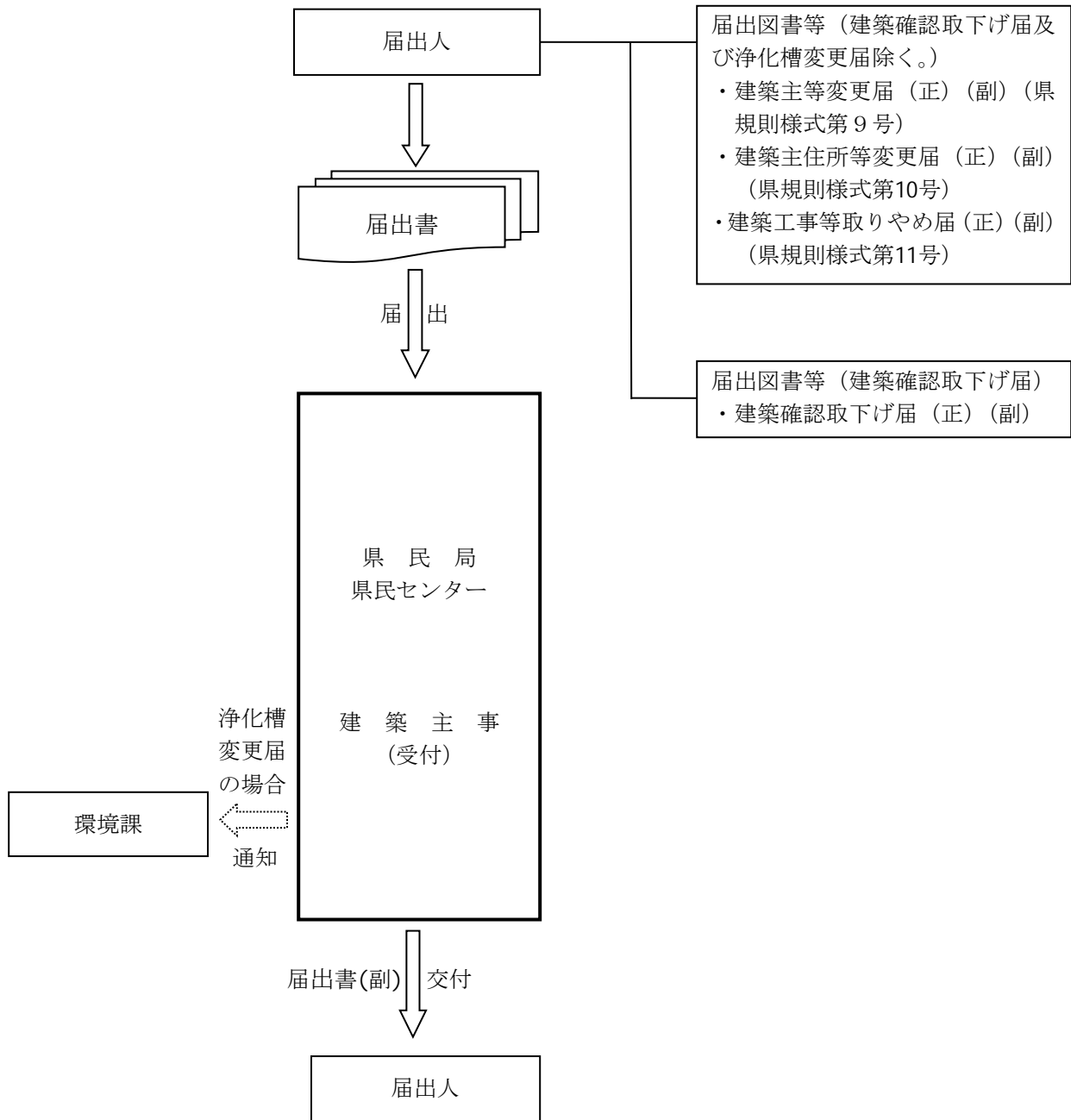


建築確認申請の流れ (法第88条第2項工作物 (遊戯施設を除く))



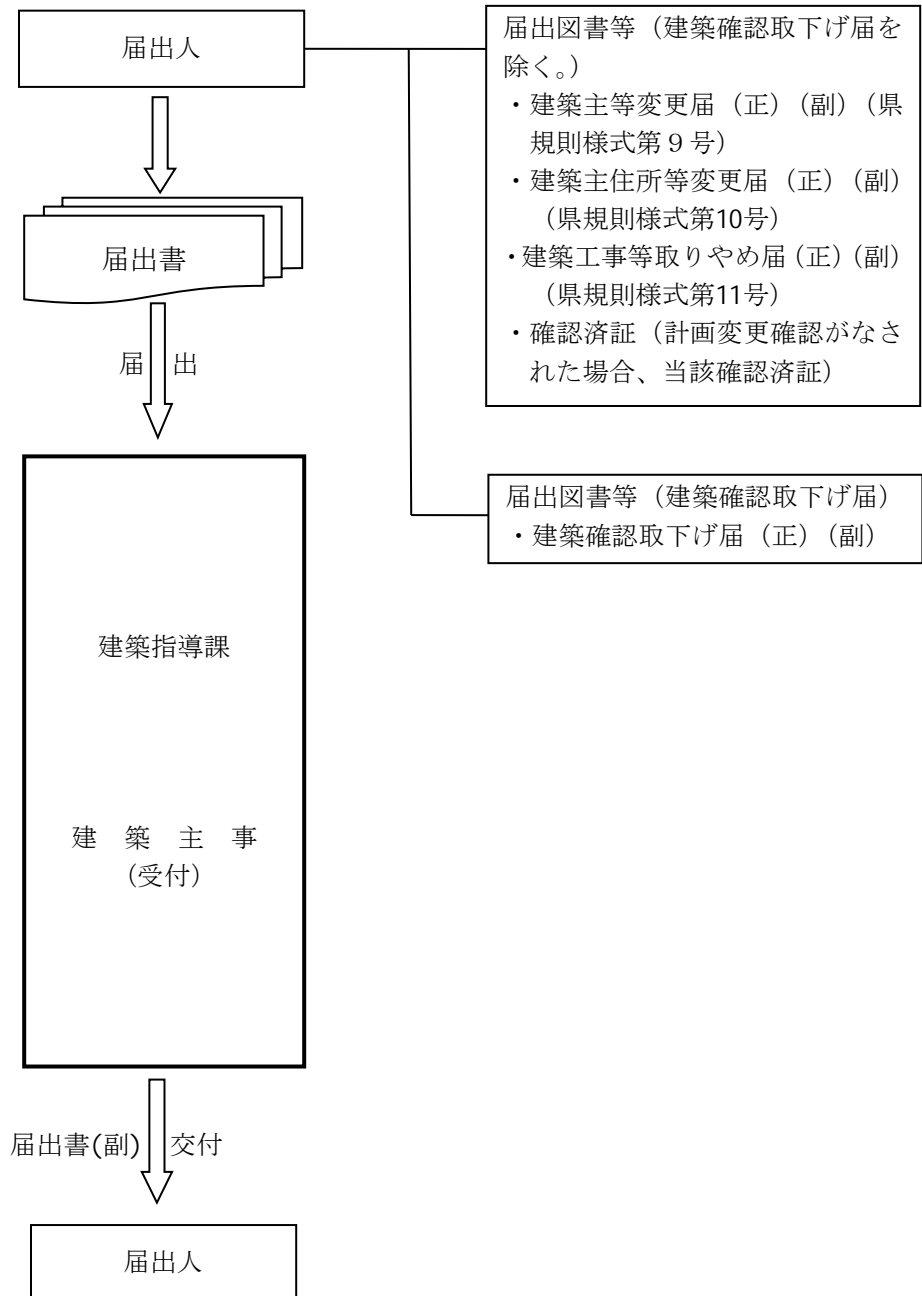
各種届出の流れ（建築設備、昇降機等、遊戯施設を除く）

- （建築主等変更届、建築主住所等変更届（県規則第9条））
- （建築工事等取りやめ届（県規則第10条））
- （建築確認取下げ届）

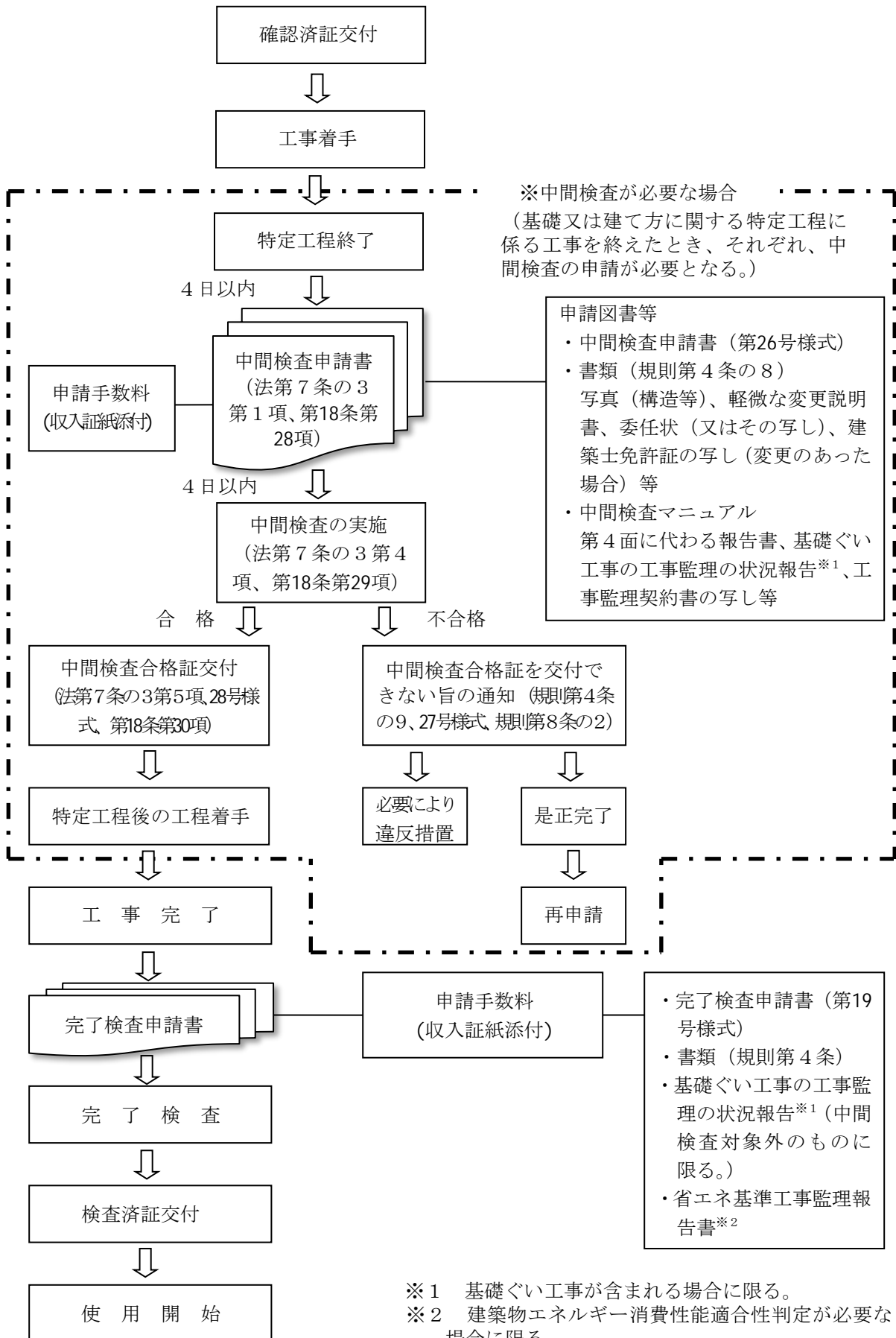


## 各種届出の流れ（建築設備、昇降機等、遊戯施設）

- （建築主等変更届、建築主住所等変更届（県規則第9条））
- （建築工事等取りやめ届（県規則第10条））
- （建築確認取下げ届）

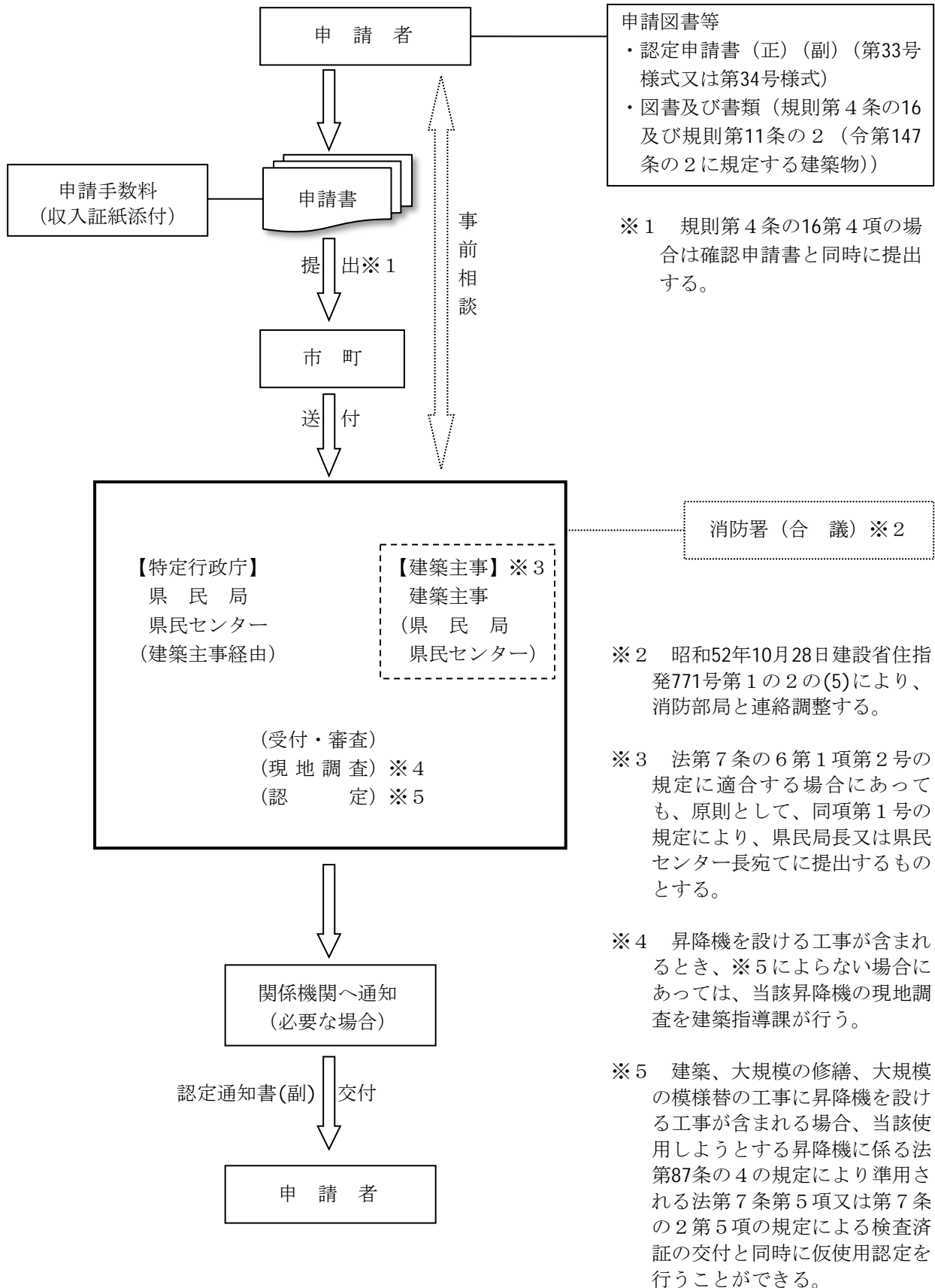


# 中間検査、完了検査申請の流れ

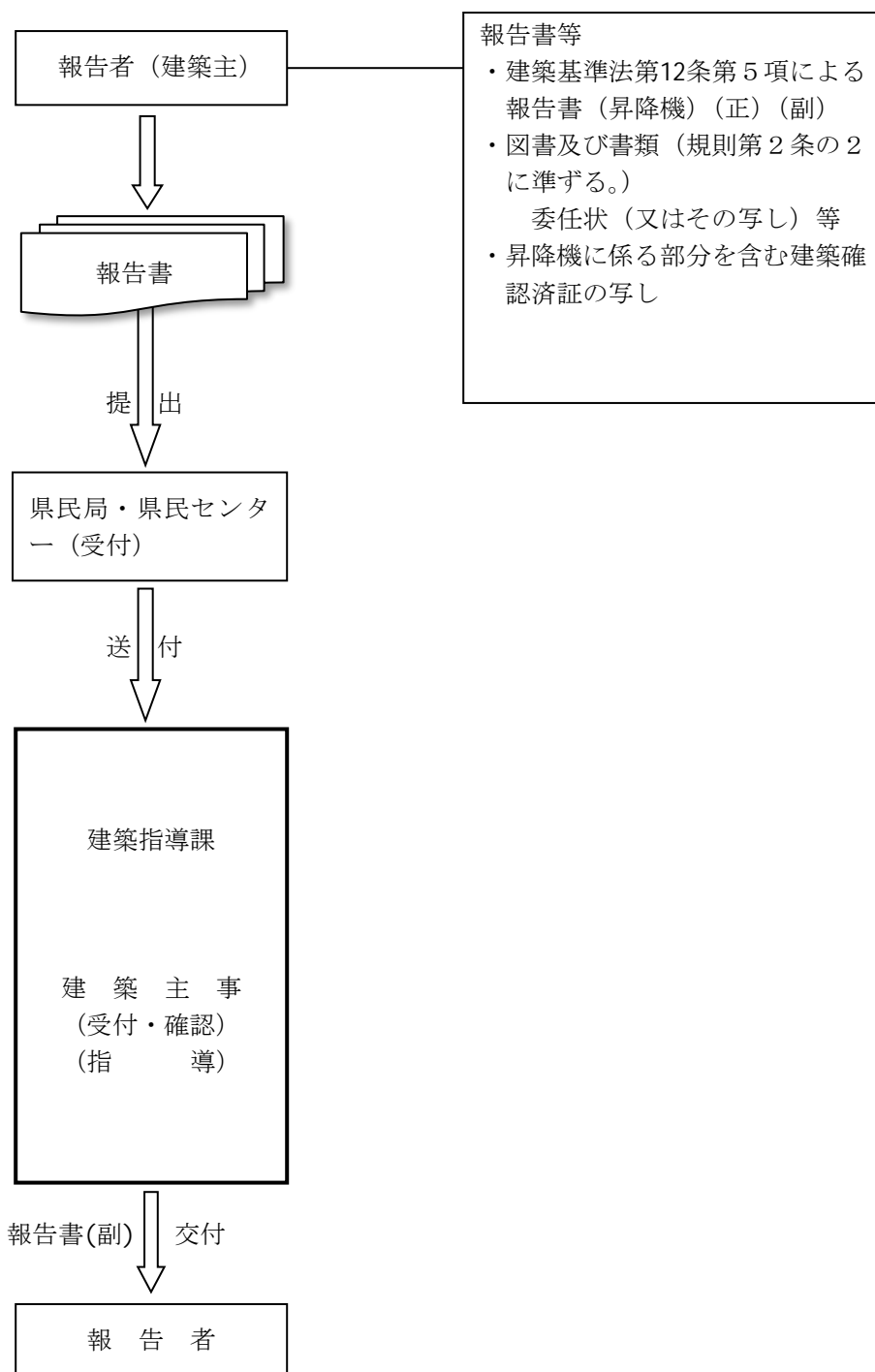


## 仮使用認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第7条の6第1項第1号、第2号、法第18条第38項第1号、第2号)

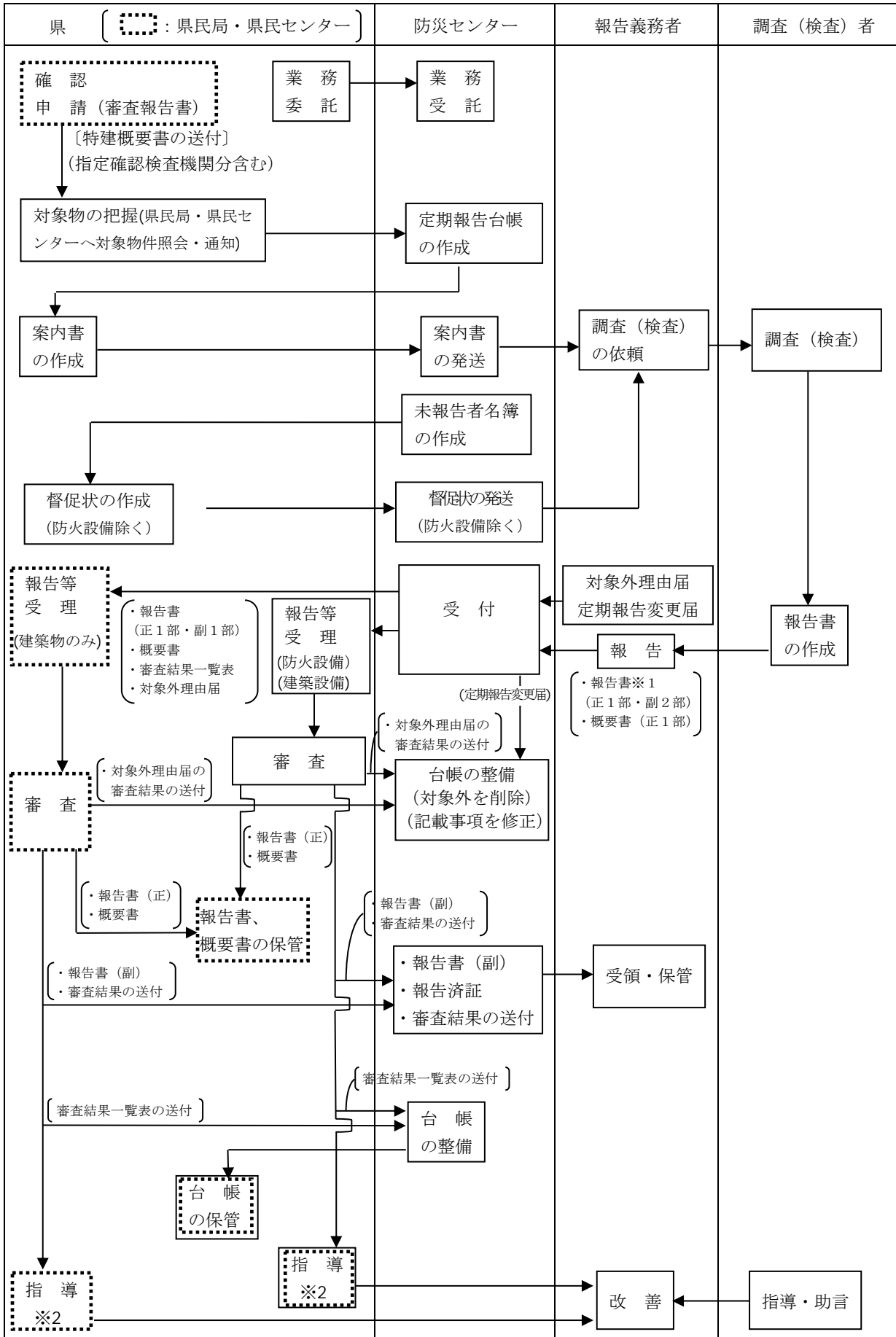


## 昇降機を設置する場合の流れ（法第12条第5項）



- (注) 1 次に掲げる昇降機を設ける建築物の確認申請の場合に限る。
- (1) 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
  - (2) 階数が2以下、延べ面積が500㎡以下及び高さが16m以下の法第6条第1項第2号建築物に設けるエレベーター
  - (3) 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられている室の床面よりも50cm以上高い小荷物専用昇降機
  - (4) 法第6条第1項第3号建築物に設置される昇降機
- 2 指定確認検査機関が建築確認を行う建築物のものについては、建築物の建築確認申請の中で審査を行っているため、この報告の対象としない。

定期報告の流れ



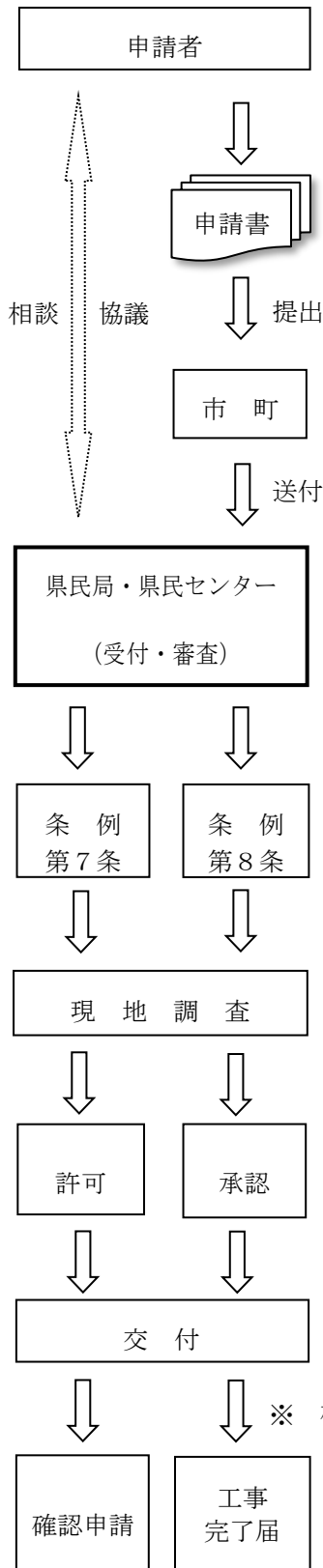
※1：建築設備及び防火設備は正1部・副1部とする

※2：違反建築物のもの...違反建築物で報告書等が提出された場合は、審査の上、台帳を整備し、別途違反指導を行う。



# 災害危険区域に関する条例の許可、承認申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第39条他)



提出書類 (※許可・承認申請手数料不要)

条例第7条	許可申請書 (正) ・ 許可通知書 (副)
条例第8条	承認申請書 (正) ・ 承認通知書 (副)

添付書類 (※災害危険区域に関する条例施行規則別表)

図書の種類		明示すべき事項
1	理由書	敷地選定理由及び災害防止上の措置
2	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
3	環境図	周辺建築物 (外周50m) の位置、用途、他
4	配置図	縮尺、方位、境界線、建築物の位置、他
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、室用途、壁の位置、他
6	立面図	(二面以上) ・ 縮尺及び開口部の位置
7	断面図	(二面以上) ・ 縮尺、床高、階高、軒高、他
8	基礎伏図	構造耐力上主要な部分の材料種別寸法
9	各階床伏図	構造耐力上主要な部分の材料種別寸法
10	小屋伏図	構造耐力上主要な部分の材料種別寸法
11	構造詳細図	構造耐力上主要な部分の材料種別寸法
12	構造計算書	概要、構造計画、応力算定及び断面算定

※ 木造建築物にあつては、構造計算書の添付不要

※ 承認申請にあつては、上表1～5に掲げる図書

※ 確認申請が不要な場合は、工事完了届が必要  
(災害危険区域に関する条例施行規則第9条第2項)

指 導 : 県民局

\* 1 : 建築設備は正1部・写1部とする

\* 2 : 審査結果がCまたはDのもの

災害危険区域指定状況（平成26年3月31日現在）

県民局等	所在地	区域名	災害危険区域面積(ha)	急傾斜地指定面積(ha)	指定番号
北播磨	多可郡 多可町	中野間	0.2	0.2	④
		奥荒田	0.64	—	⑩
中播磨	相生市	網ノ浦	1	1.04	①
		竜山	1.5	1.46	①
		野瀬	0.5	0.49	①
		壺根	1.58	—	⑦
	たつの市	新舞子(1)	2.7	2.04	①
	赤穂市	鷗和(1)	0.5	0.72	②
		鷗和(2)	1.1	0.61	②
		尾崎	4.3	1.54	②
		御崎(1)	2.5	1.4	②
		御崎(2)	3.6	0.37	②
		御崎(3)		0.61	②
		坂越	0.6	0.4	②
		高谷	1.4	1.98	②
		小島	3.4	1.6	②
		潮見	1	0.46	②
		東之町	0.4	0.36	②
		福浦	0.6	0.8	②
		真殿蔵田	0.2	0.19	④
		新田居邨	0.8	0.76	④
		鷗和榎	0.6	0.41	④
		福浦入電	1.9	1.88	④
	尾崎清水高台	1.4	1.38	④	
	北之町	0.1	0.12	⑤	
	入電(2)	0.7	0.7	⑤	
	鳥井町	0.6	—	⑥	
	北之町(2)	0.1	—	⑥	
但馬	豊岡市	東条	1.2	1.3	④
		魚屋	0.43	0.43	⑫
	養父市	大明神	1.4	1.1	①
		平野	1.7	—	⑥
		宮ノ段	0.95	0.95	⑦
	朝来市	山才	2.7	0.46	③
		坂地	0.8	0.77	④
		下地	1.52	1.52	⑧
	美方郡 香美町	城山	0.4	0.31	④
		堂ノ上	0.8	地すべり区域指定	④
		向尾	0.87	0.87	⑧
		ニラ山下	1.21	1.21	⑨
	美方郡 新温泉町	諸寄	0.7	2.66	②
		温泉	0.9	1.12	②
		檜尾	0.7	0.72	②
		三尾(1)	0.9	0.52	④
三尾(2)		0.2	1.45	④	

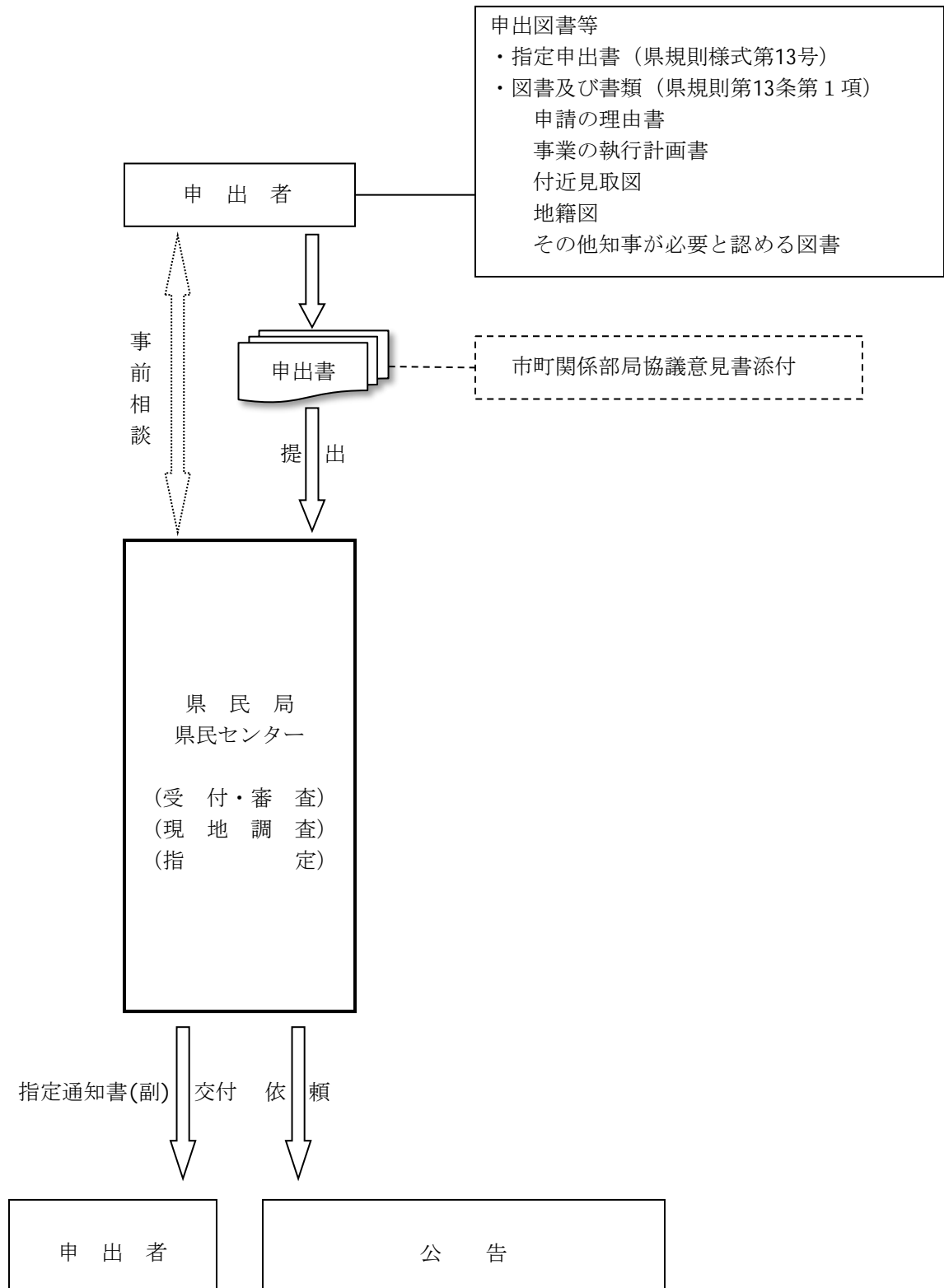
		釜屋	0.5	1.3	④
丹波	丹波篠山市	西岡屋	2	3.3	①
		河原町	0.4	0.2	①
		東岡屋	0.1	0.5	①
		一力	0.1	0.22	④
		上河原町	0.1	0.26	④
		市野々(1)	1.5	—	⑤
		市野々(2)		—	⑤
	丹波市	市島	0.3	0.27	④
	遠阪	1.3	1.31	⑤	
淡路	洲本市	山手	5	4.45	③
		桑間	2.4	1	③
		由良(1)	0.7	—	③
		由良(2)	0.7	0.2	③
		由良江後	1.4	0.9	③
		炬口	0.5	4.95	⑤
	淡路市	岩屋	2.2	1.96	①
		網城	1.6	1.59	①
		茶間	2.6	0.38	③
		橋本	0.7	—	⑤
		田ノ代	0.5	1.04	⑤
		白子山	1.5	1.08	⑤
		富島	1.59	0.6	⑬

※ 指定番号は、① 第1次指定 S47. 7. 21 告示第1060号、② 第2次指定 S47. 10. 31 告示第1608号、③ 第3次指定 S48. 12. 25 告示第2176号、④ 第4次指定 S50. 3. 28 告示第635号、⑤ 第5次指定 S51. 3. 16 告示第558号、⑥ 第6次指定 S52. 3. 15 告示第518号、⑦ 第7次指定 S53. 3. 14 告示第555号、⑧ 第8次指定 S56. 3. 31 告示第951号、⑨ 第9次指定 S57. 3. 26 告示第802号、⑩ 第11次指定 S59. 3. 6 告示第463号、⑪ 第12次指定 S62. 8. 14 告示第1259号、⑫ 第13次指定 H13. 4. 24 告示第681号を示す。

# 事業計画のある道路指定申出の流れ

県民局・県民センター取扱分

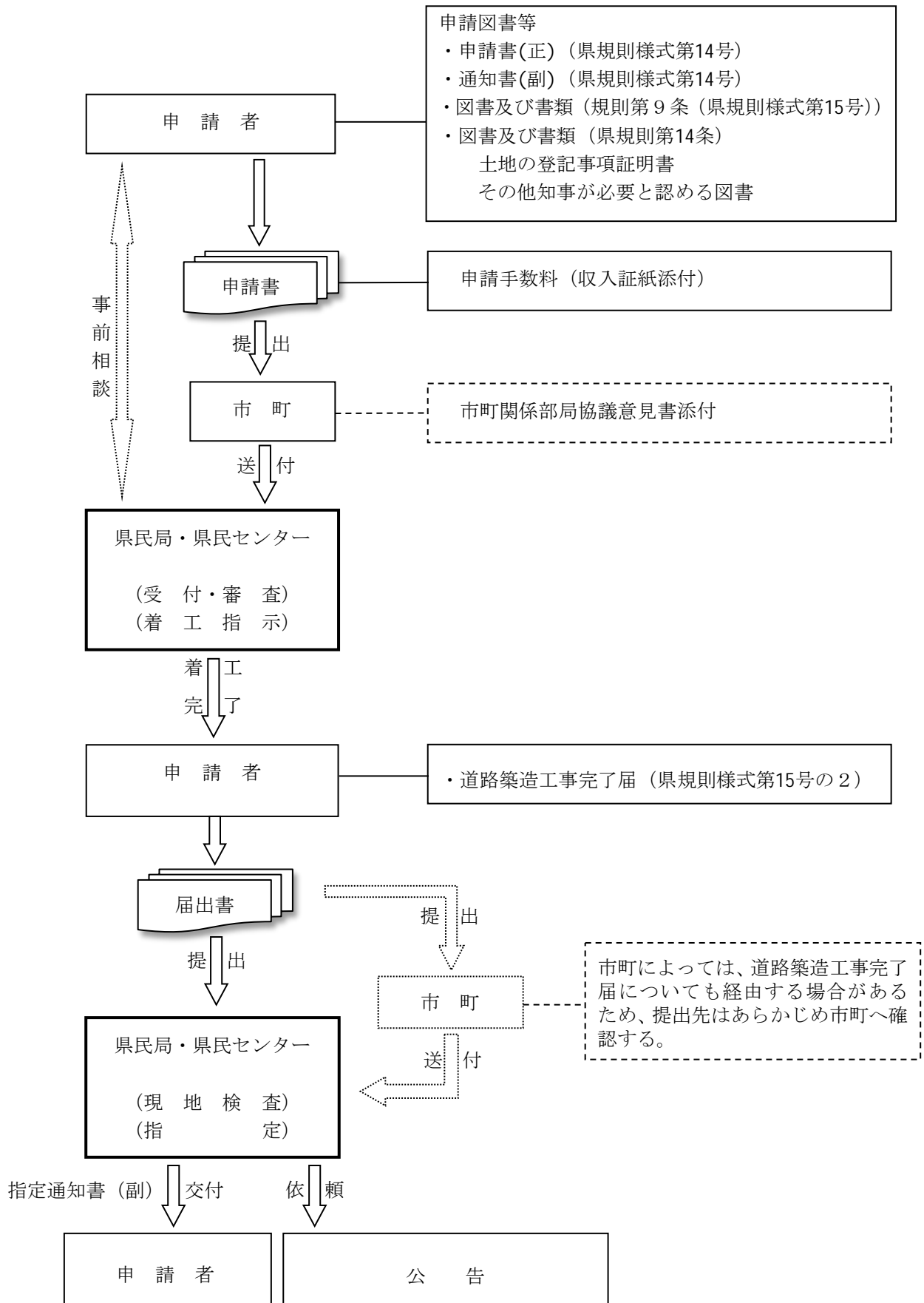
(法第42条第1項第4号)



# 道路の位置の指定申請の流れ

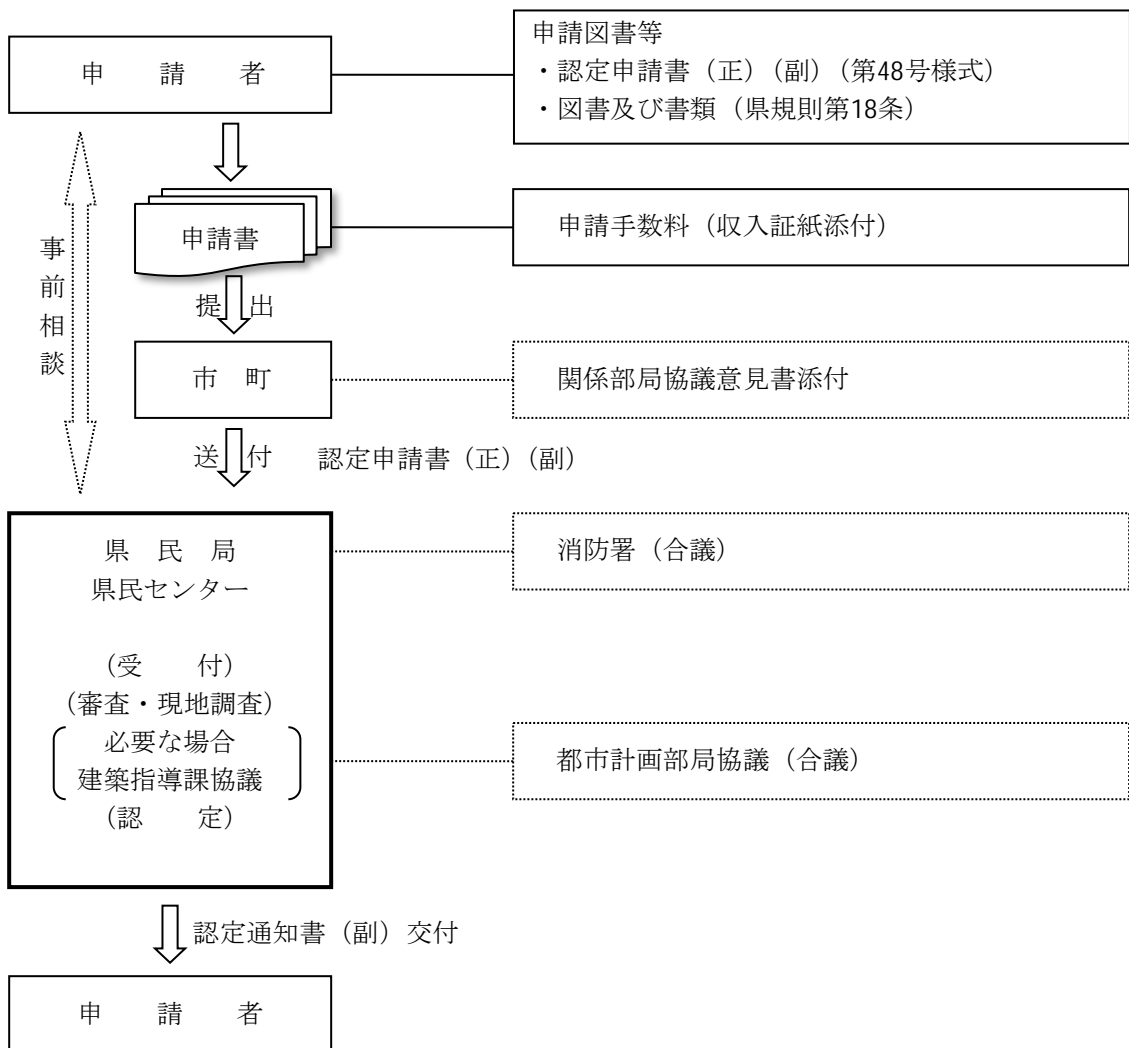
県民局・県民センター取扱分

(法第42条第1項第5号)



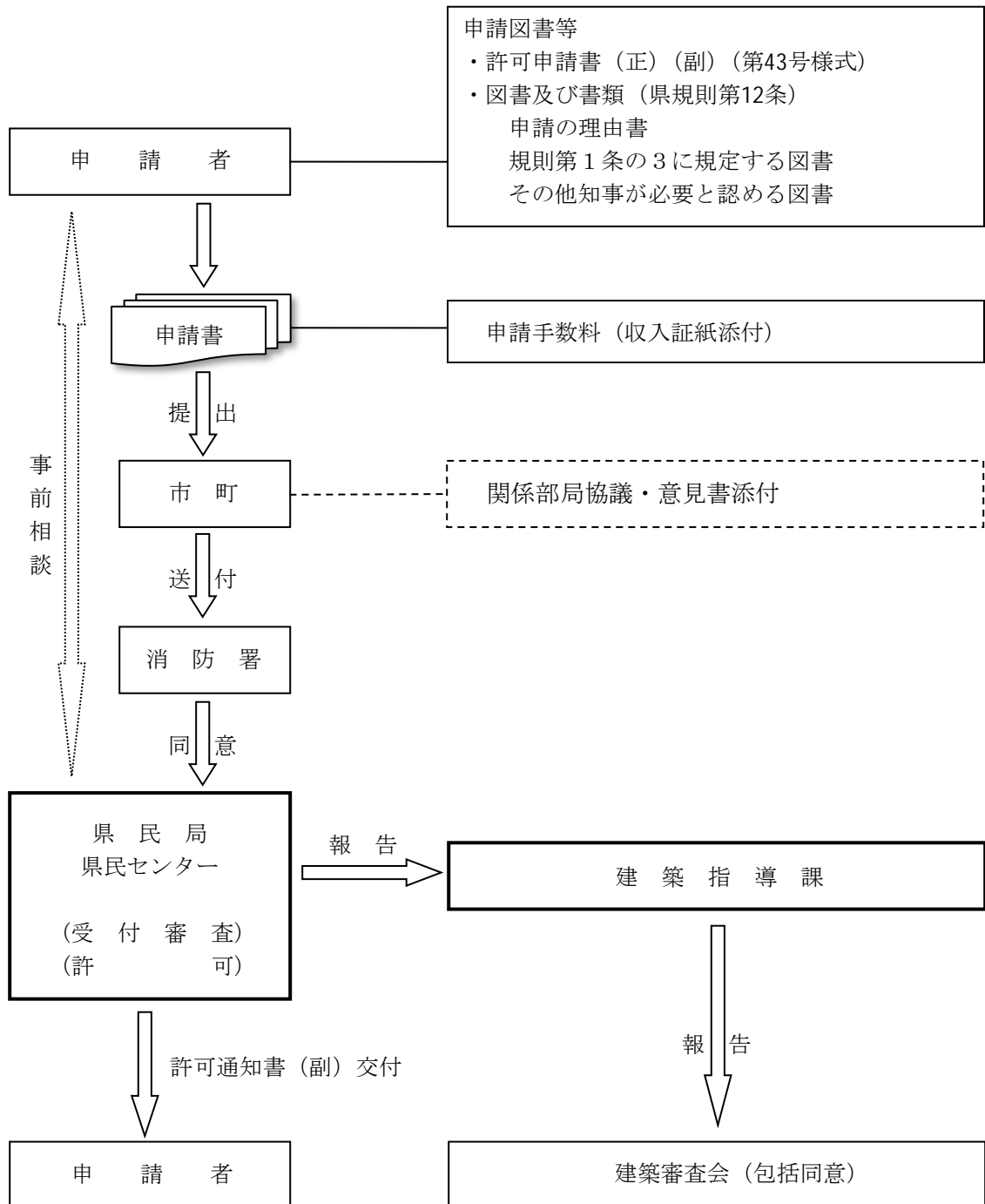
## 敷地と道路との関係他に係る認定申請の流れ

**県民局・県民センター取扱分** (①法第43条第2項第1号・敷地と道路との関係  
 ②法第44条第1項第3号・道路内建築物制限、③法第52条第6項第3号・容積率の特例、④法第55条第2項、第4項第2号(地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する場合に限る。)  
 ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用又は田園住居地域内における建築物の高さの限度、⑤法第57条第1項・高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和、⑥法第68条の3第1項～第3項、第7項・再開発等促進区域内の制限の緩和等、⑦法第68条の4・建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例、⑧法第68条の5の2・区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例、⑨法第68条の5の5第1項、第2項・区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例、⑩法第68条の5の6・地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例、⑪令第137条の12第6項、第7項・既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和、⑫令第137条の16第2号・移転)



## 許可申請（包括同意基準）の流れ

県民局・県民センター取扱分（法第43条第2項第2号（包括同意基準）、法第44条第1項第2号（包括同意基準）、法第55条第4項第2号（包括同意基準））

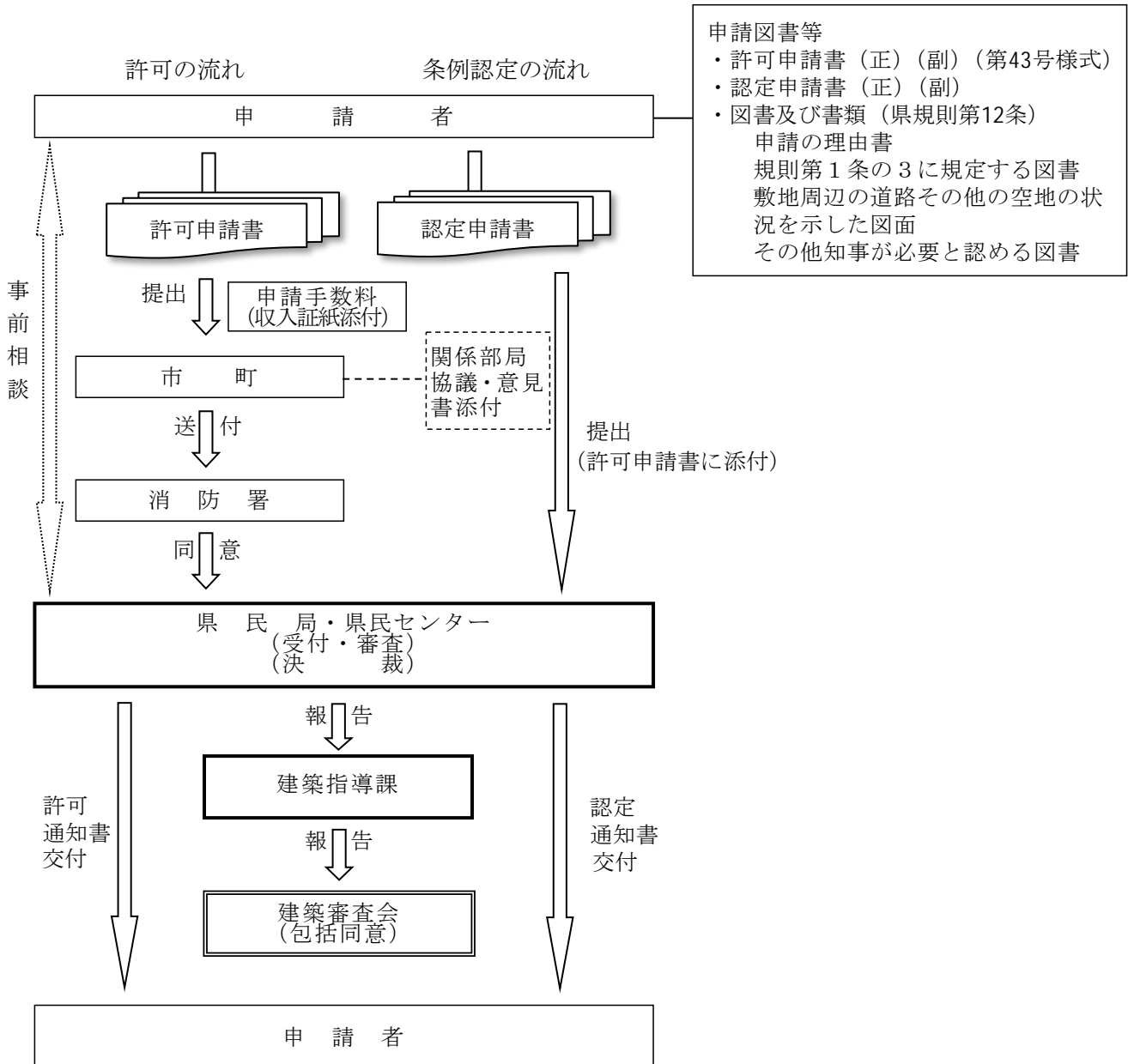


### [注意]

※ 条例対象建築物において法第43条第2項第2号許可を受ける場合、同時に条例第4条、第4条の2又は第19条ただし書認定を受ける必要がある。

法第43条第2項第2号許可[包括同意基準]と条例ただし書認定の同時申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第43条第2項第2号・敷地と道路との関係、条例第4条ただし書、第4条の2ただし書、第19条ただし書・敷地と道路との関係)

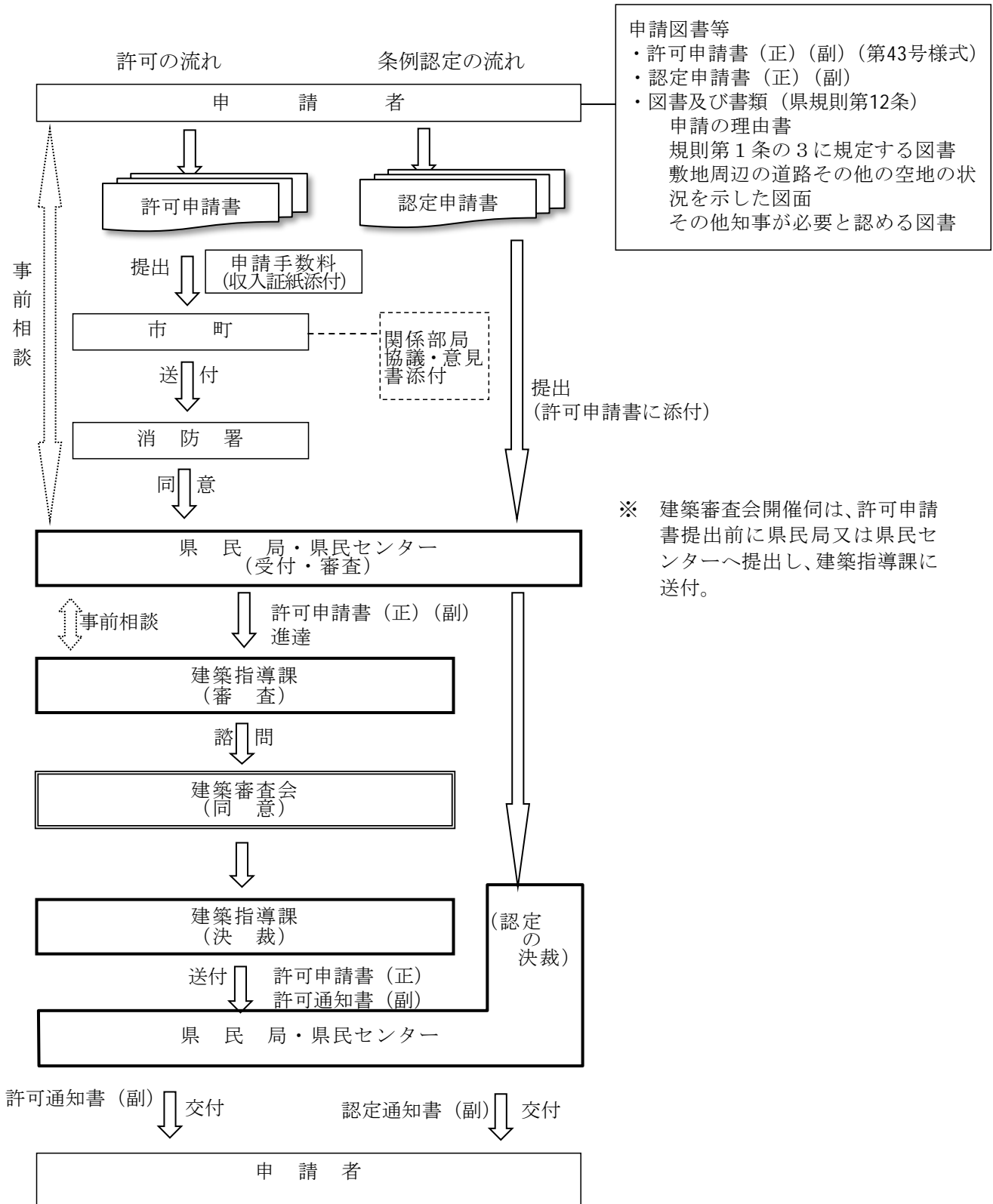




法第43条第2項第2号許可[包括同意基準以外]と条例ただし書認定の同時申請の流れ

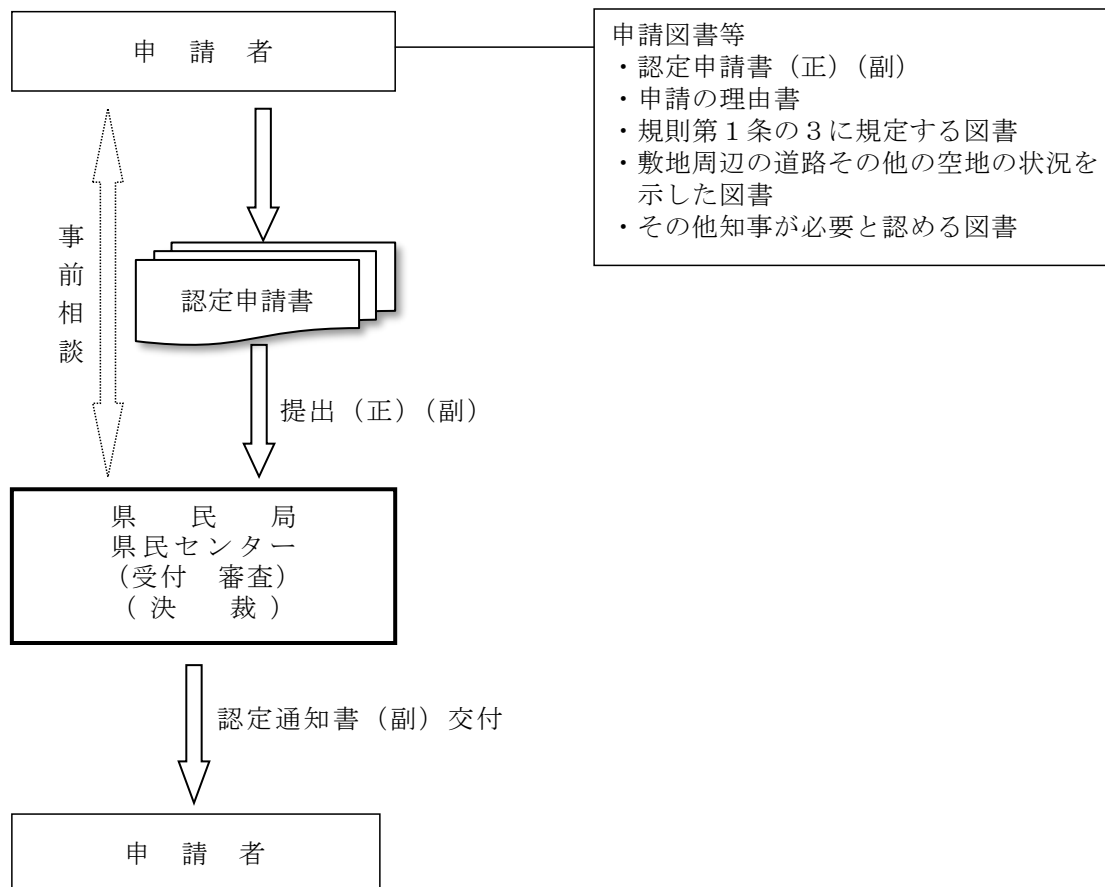
建築指導課取扱分（許可）（法第43条第2項第2号・敷地と道路との関係）

県民局取扱分（条例認定）（条例第4条ただし書、第4条の2ただし書、第19条  
ただし書・敷地と道路との関係）



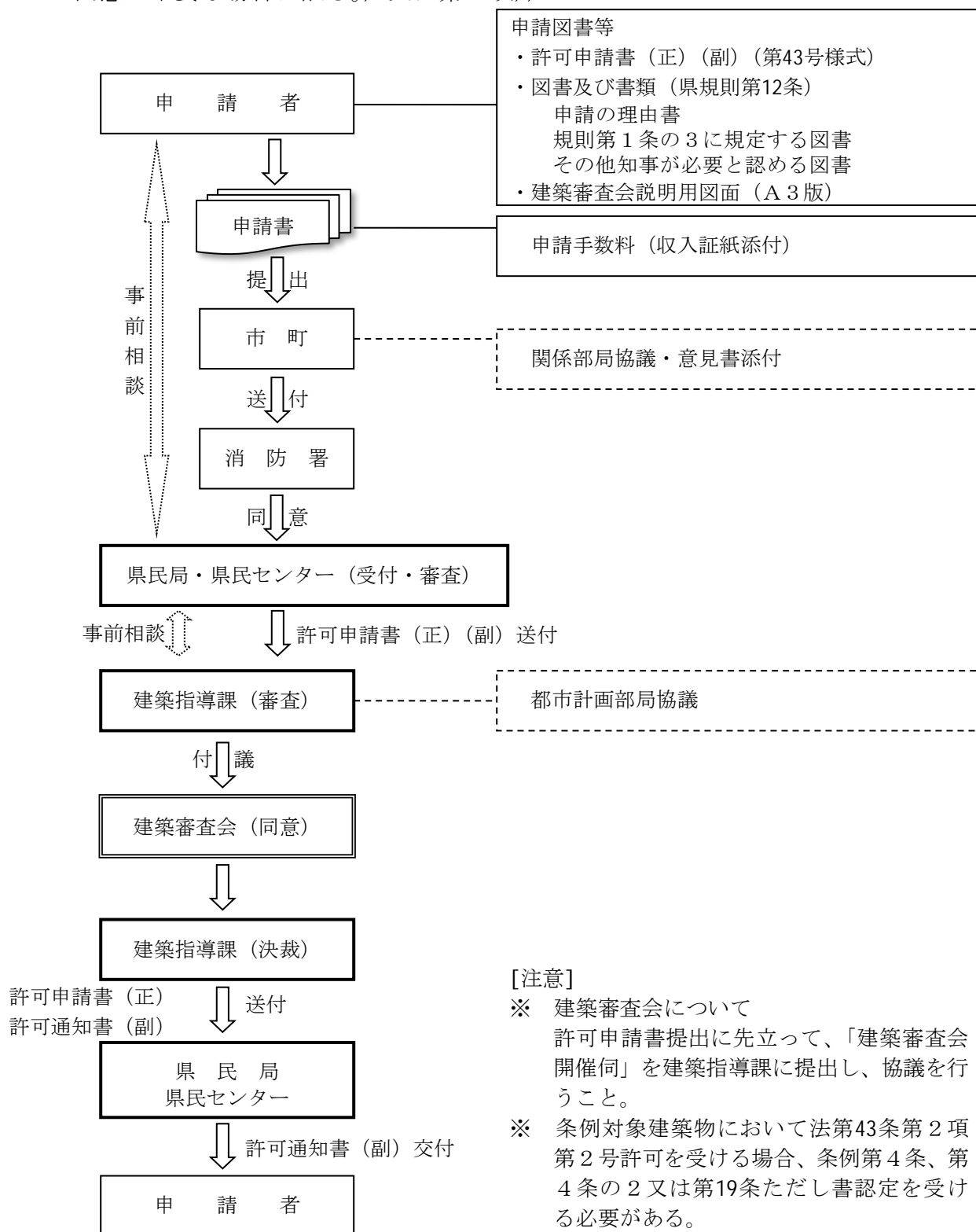
# 条例ただし書認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (条例第4条ただし書、第4条の2ただし書、第19条ただし書・敷地と道路との関係)



## 許可申請の流れ

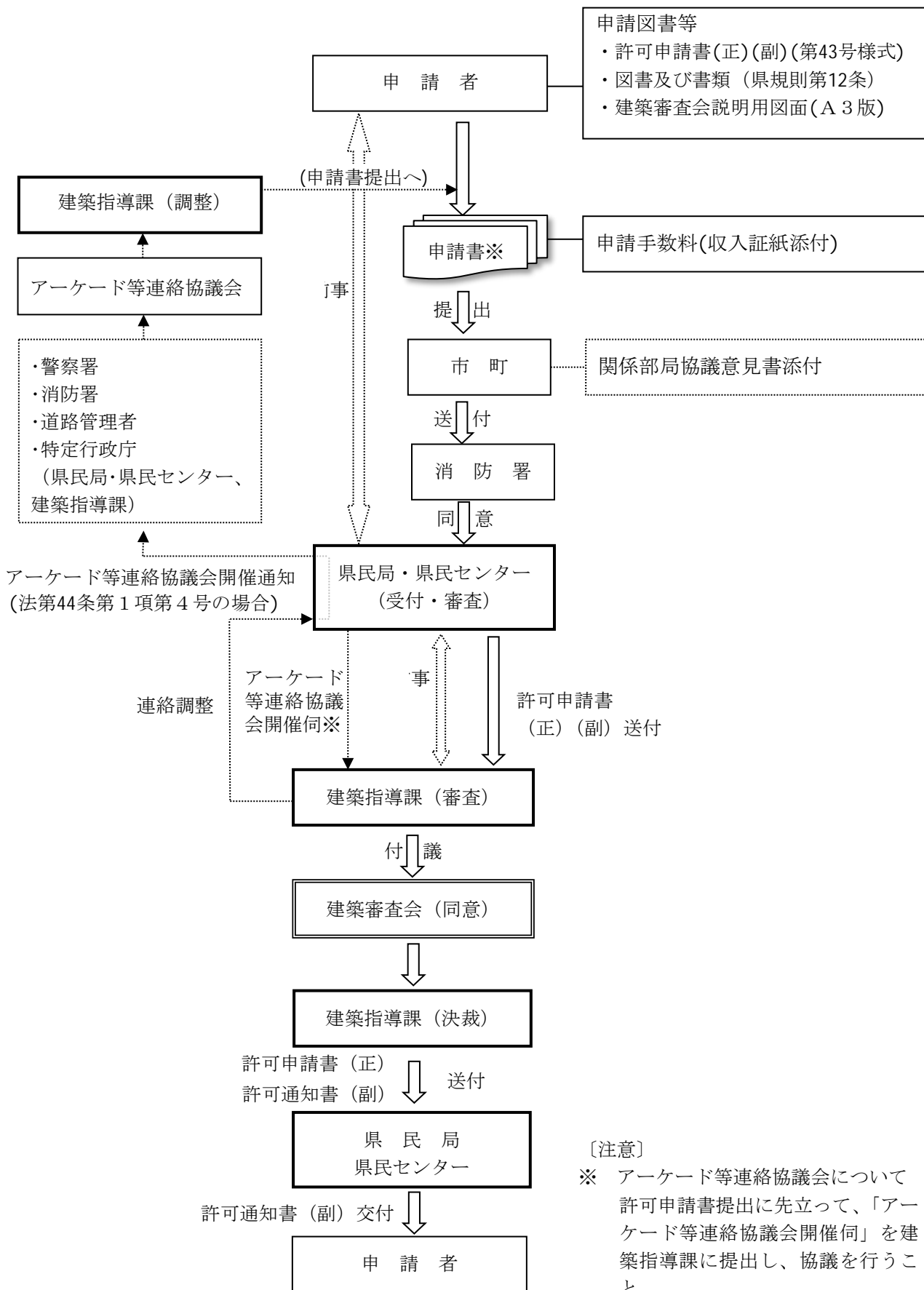
**建築指導課取扱分**（法第43条第2項第2号他（規則第10条の4第1項の許可申請のうち次の許可以外の許可 ①法第43条第2項第2号（包括同意基準）、②法第44条第1項第2号又は第4号、③法第48条第1項から第14項までのただし書、④法第51条ただし書、⑤法第55条第4項第2号（包括同意基準）、⑥法第85条第3項（建築審査会の同意が不要な場合に限る。）又は第6項、⑦法第86条第3項又は第4項、⑧法第86条の2第2項又は第3項、⑨法第87条の3第3項（建築審査会の同意が不要な場合に限る。）又は第6項））



# 道路内の建築物制限に係る許可申請の流れ

建築指導課取扱分

(法第44条第1項第2号(包括同意基準以外)、第4号)



- 申請図書等
- ・許可申請書(正)(副)(第43号様式)
  - ・図書及び書類(県規則第12条)
  - ・建築審査会説明用図面(A3版)

申請手数料(収入証紙添付)

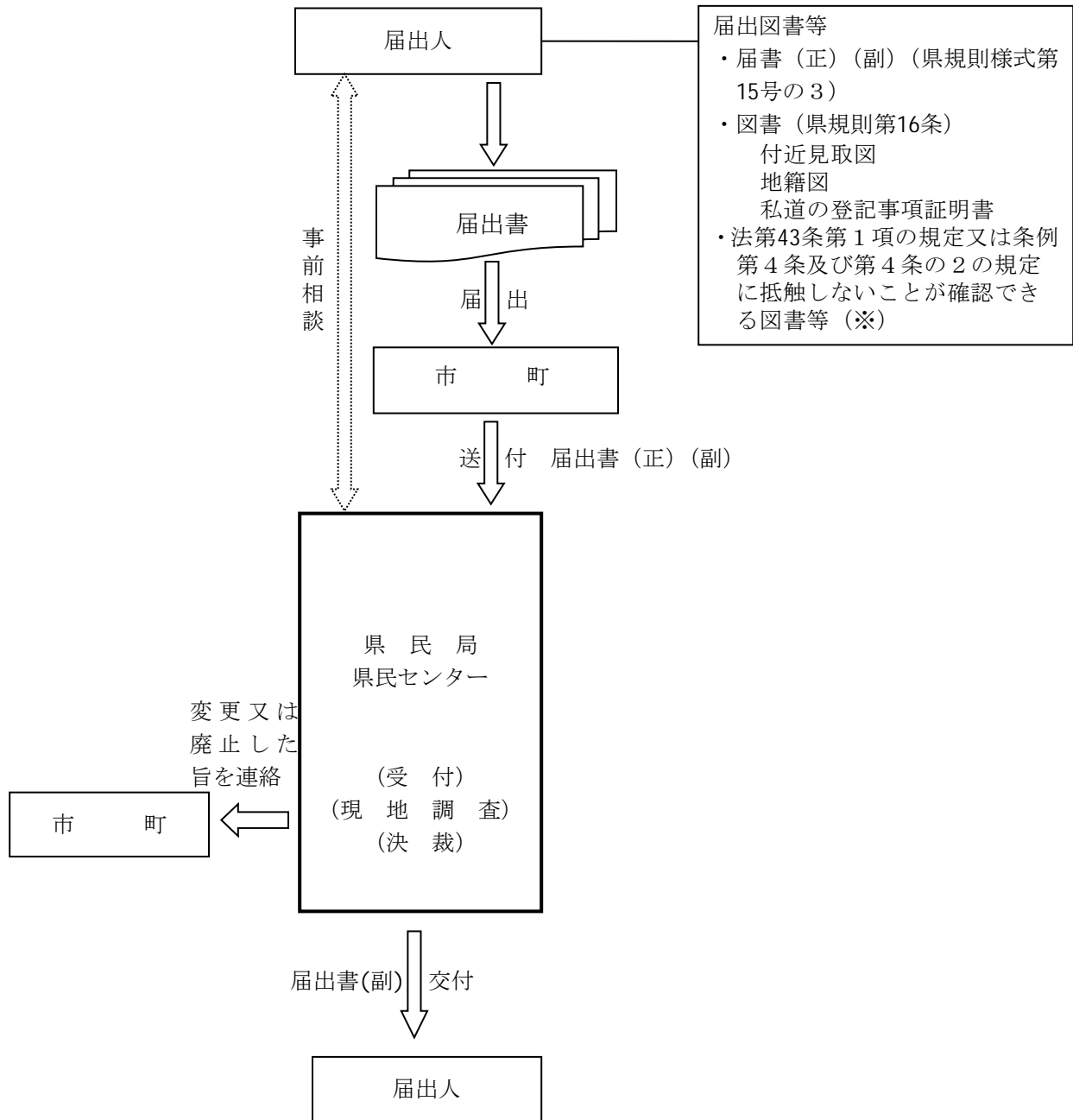
関係部局協議意見書添付

許可申請書  
(正)(副)送付

[注意]  
※ アーケード等連絡協議会について許可申請書提出に先立って、「アーケード等連絡協議会開催伺」を建築指導課に提出し、協議を行うこと。

## 私道の変更及び廃止の届出の流れ（法第42条第1項第3号道路）

県民局・県民センター取扱分（県規則第16条第1項（法第42条第1項第3号の規定に基づく道に限る。））

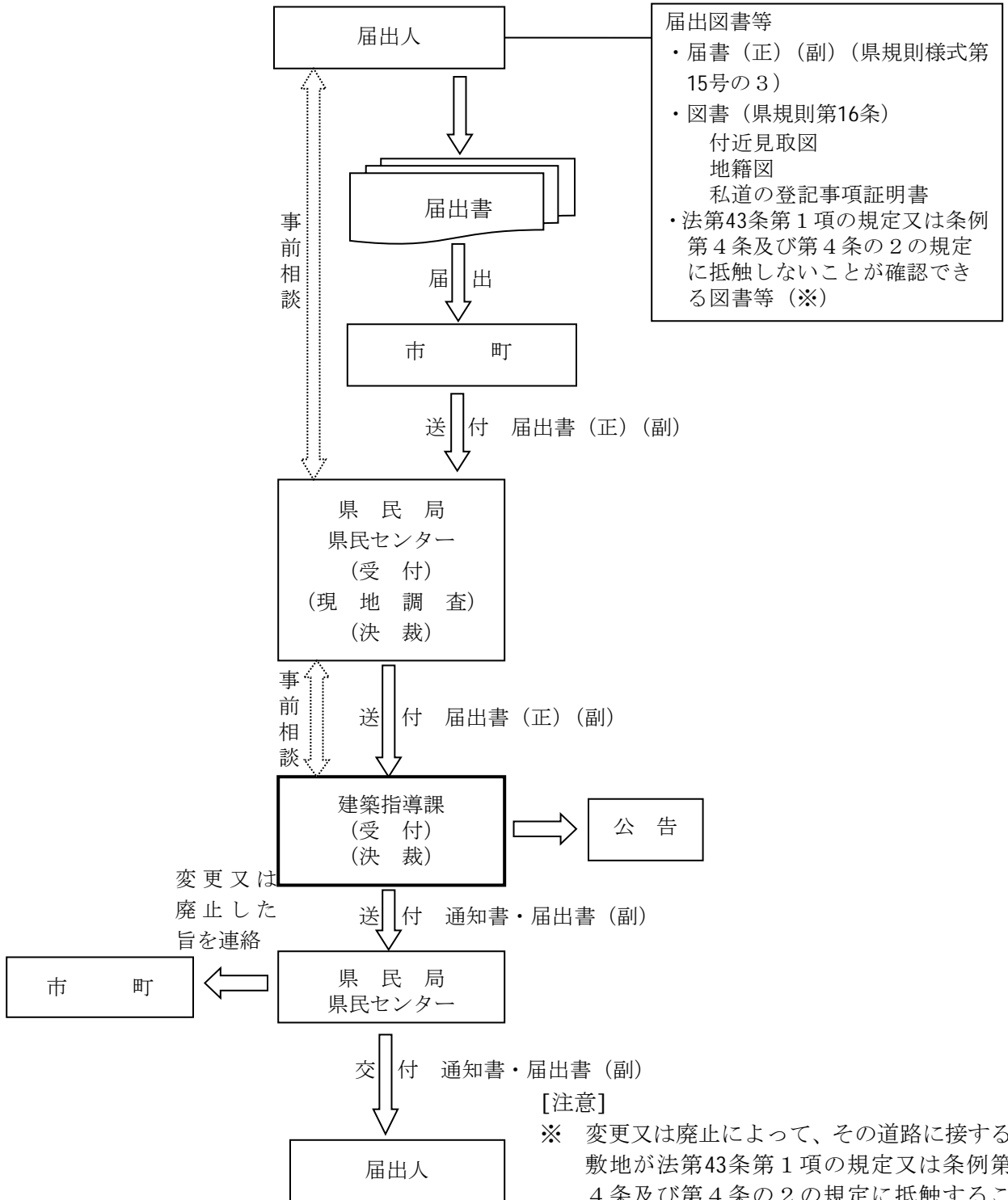


### 【注意】

※ 変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が法第43条第1項の規定又は条例第4条及び第4条の2の規定に抵触することとなる場合においては、法第45条第1項の規定により、その変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

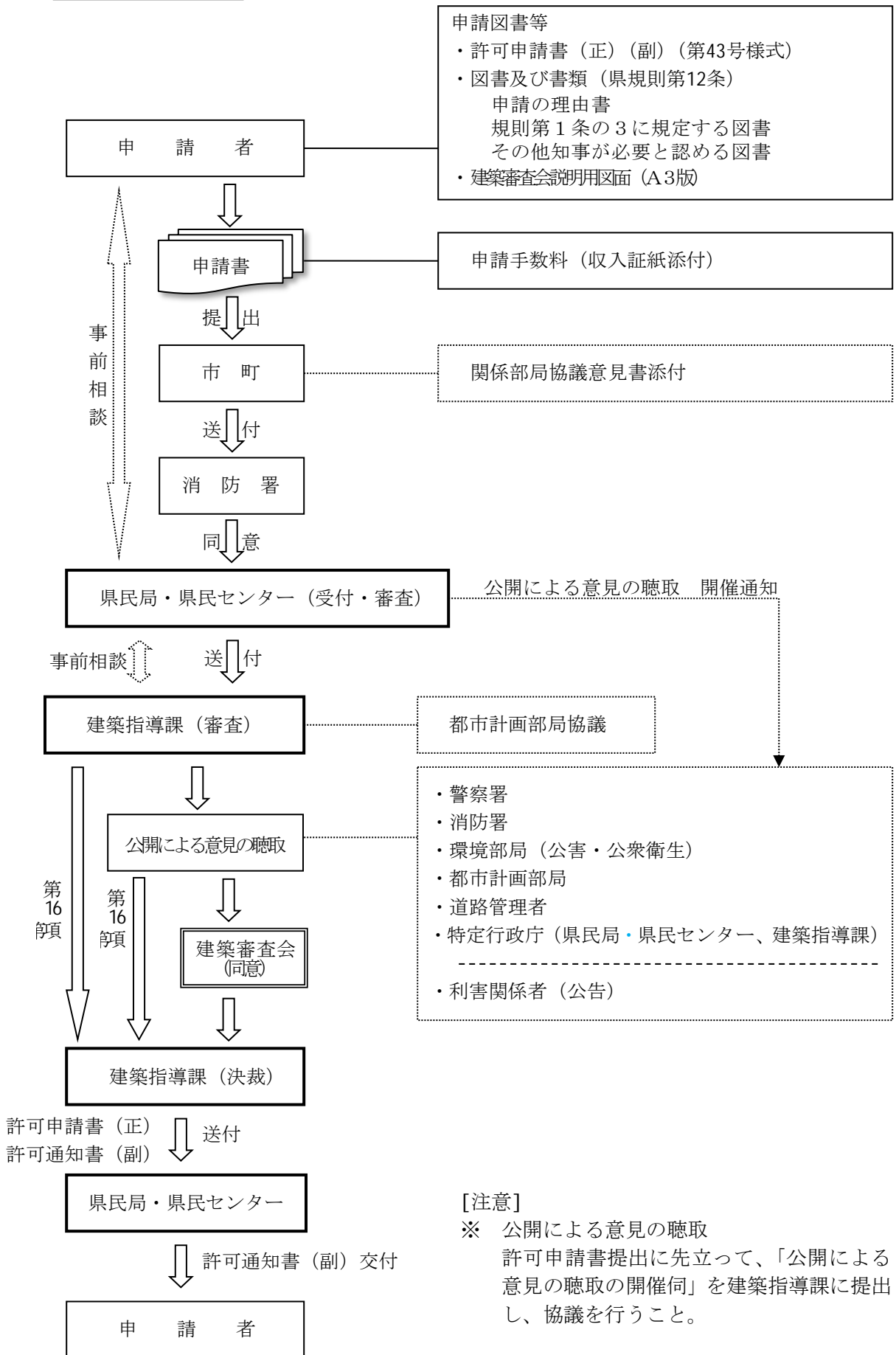
私道の変更及び廃止の届出（法第42条第2項道路）

建築指導課取扱分（県規則第16条第1項（法第42条第2項の規定に基づく道に限る。））



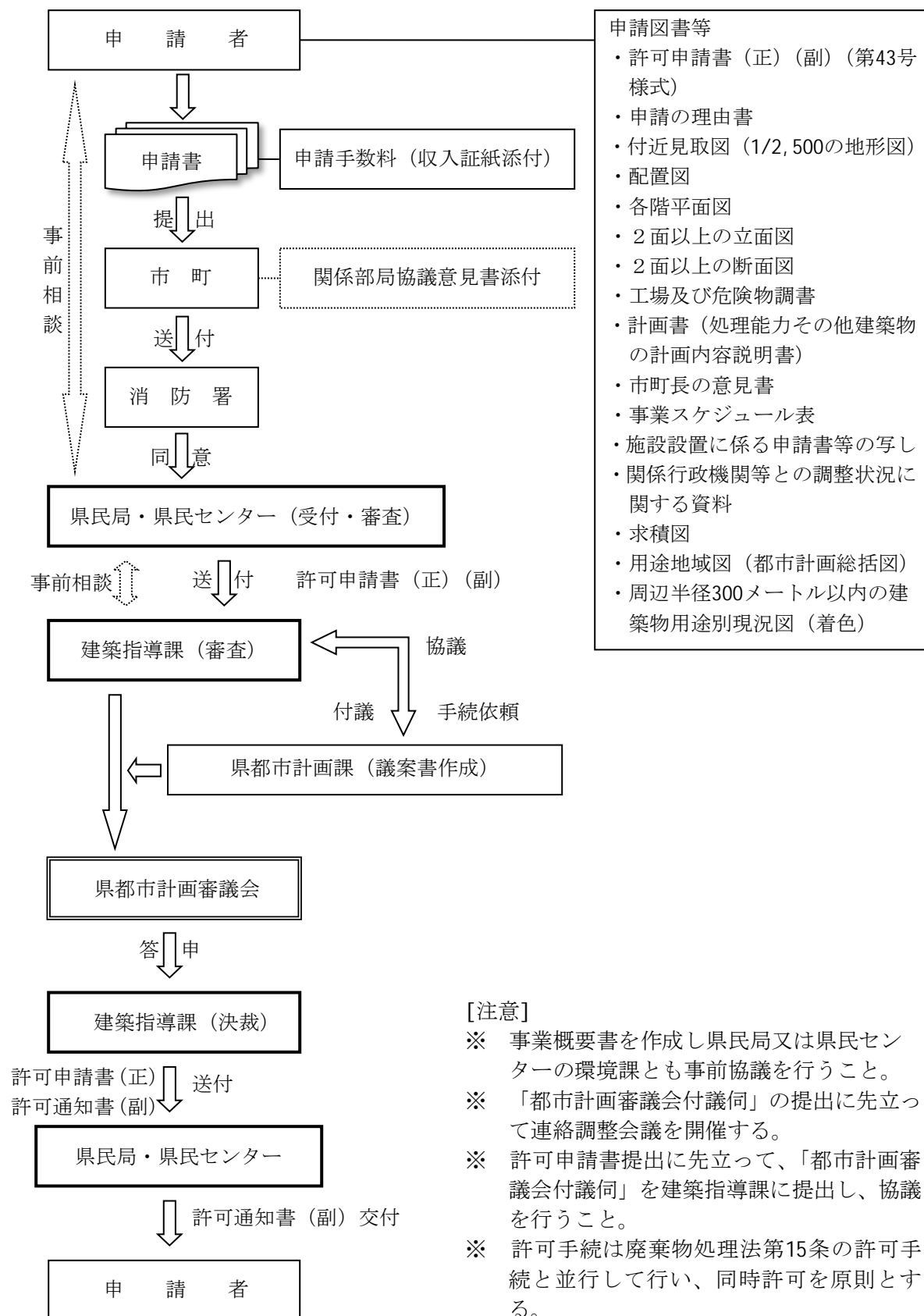
# 用途制限に係る許可申請の流れ

建築指導課取扱分 (法第48条第1項～第14項ただし書)



## 特殊建築物の位置に係る許可申請の流れ

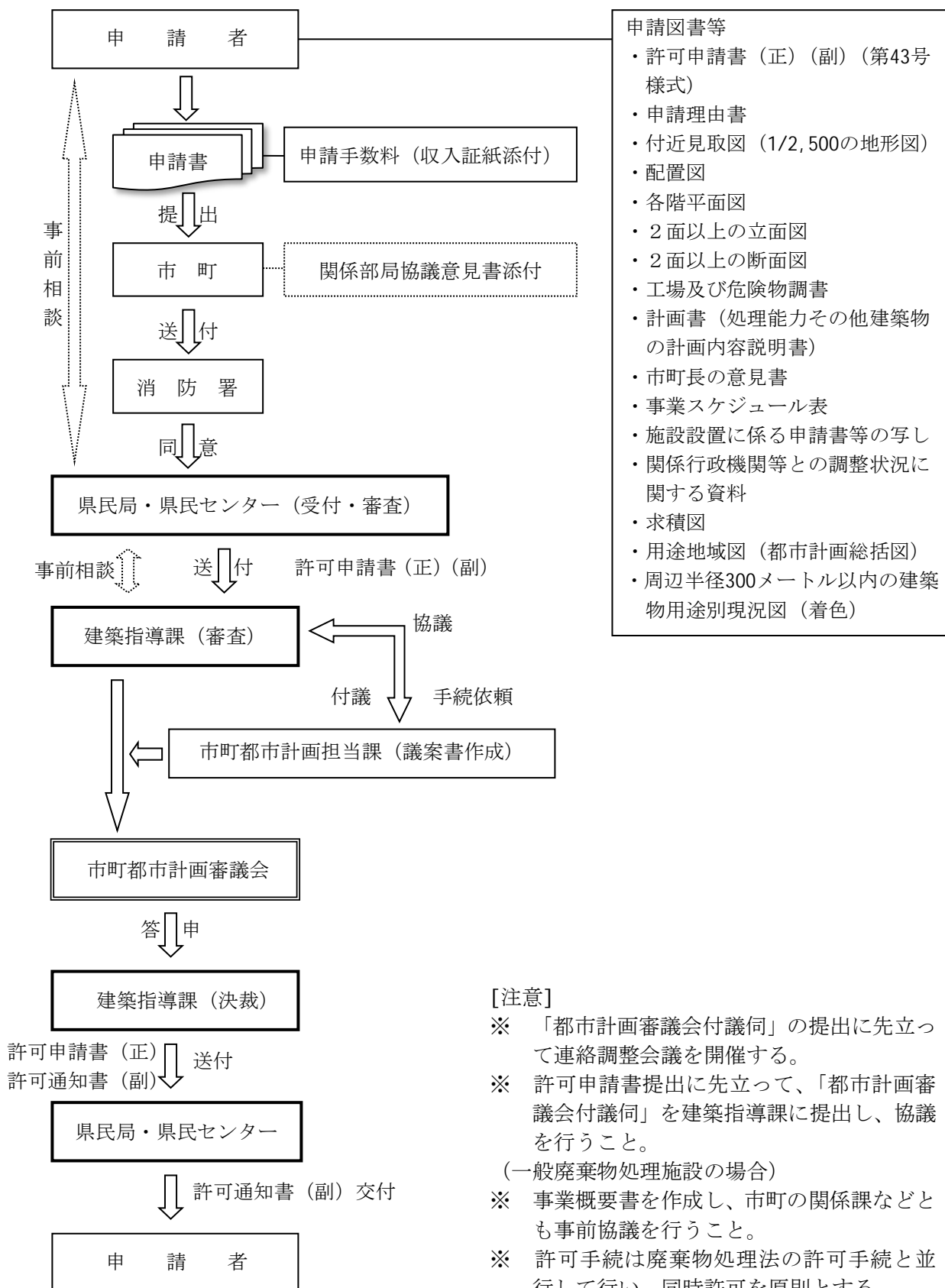
建築指導課取扱分 (法第51条ただし書・産業廃棄物処理施設 (令第130条の2の2第2号施設) の場合)





## 特殊建築物の位置に係る許可申請の流れ

建築指導課取扱分 (法第51条ただし書(産業廃棄物処理施設以外の施設の場合))



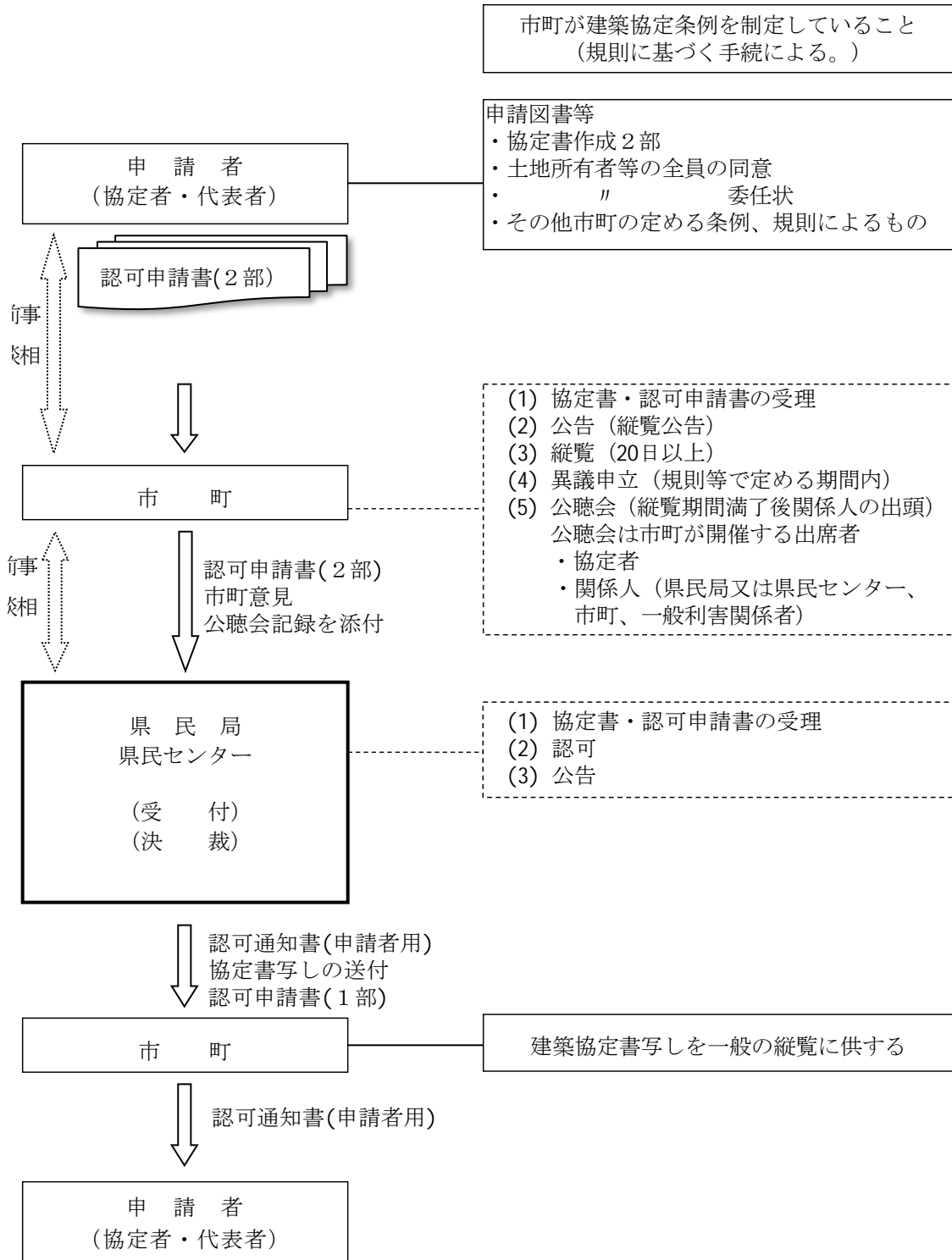
### [注意]

- ※ 「都市計画審議会付議伺」の提出に先立って連絡調整会議を開催する。
- ※ 許可申請書提出に先立って、「都市計画審議会付議伺」を建築指導課に提出し、協議を行うこと。  
(一般廃棄物処理施設の場合)
- ※ 事業概要書を作成し、市町の関係課などとも事前協議を行うこと。
- ※ 許可手続は廃棄物処理法の許可手続と並行して行い、同時許可を原則とする。

# 建築協定の流れ

県民局・県民センター取扱分

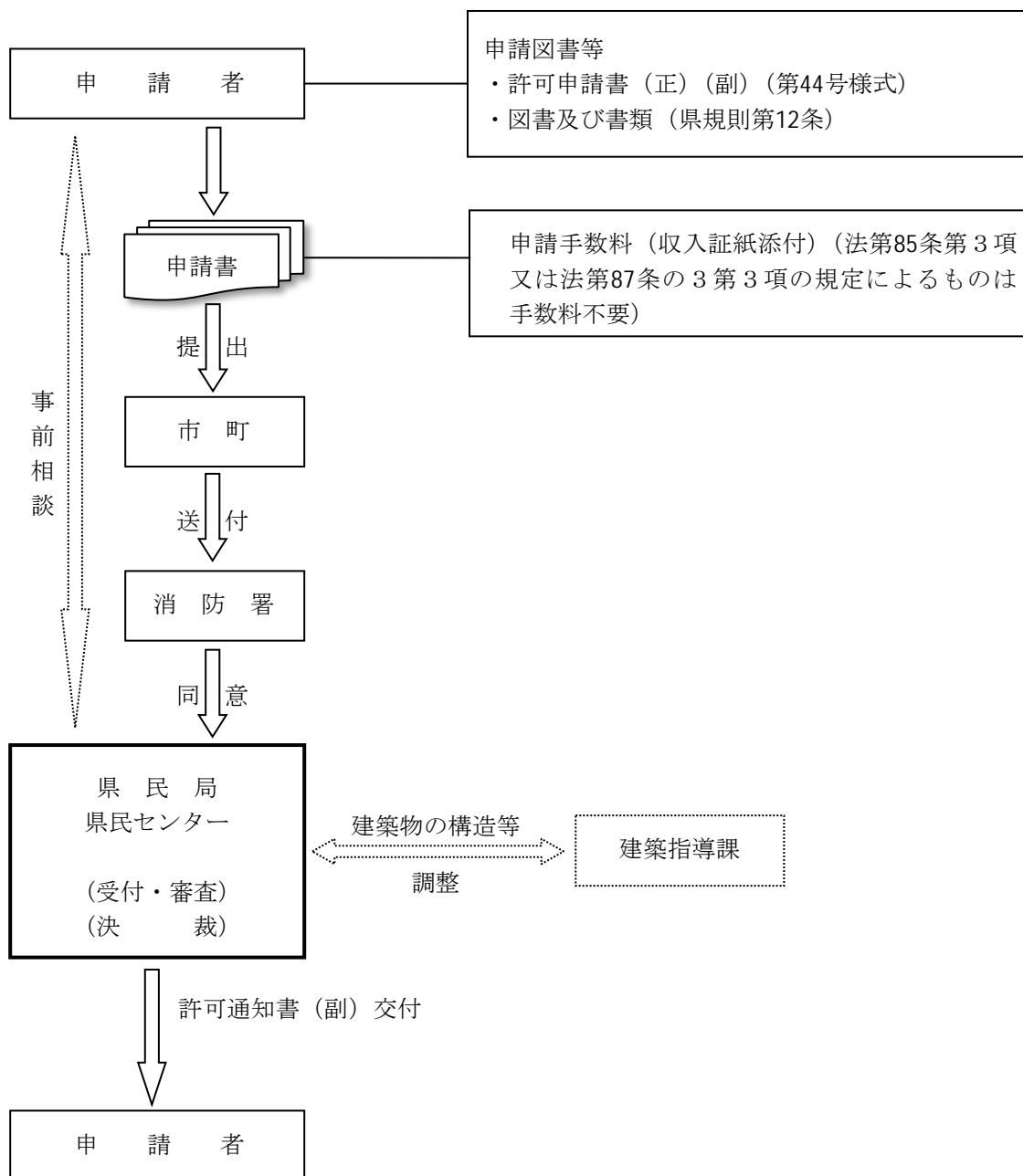
(法第70条、第74条)



申請者は申請書控えを一部保持し、認可後その写しを協定者全員に配布する。

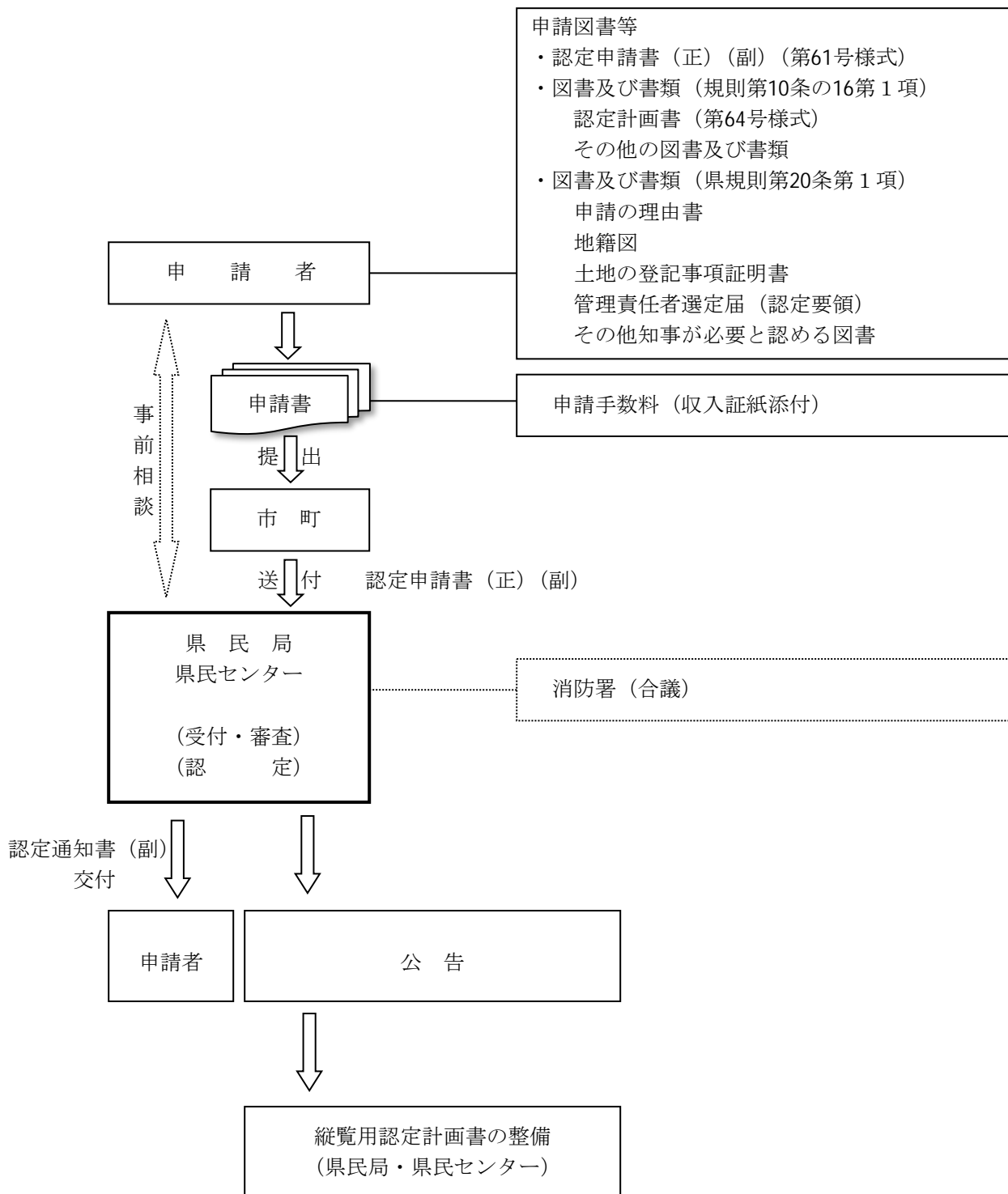
## 仮設建築物等の許可申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (①第85条第3項(建築審査会の同意が不要な場合に限る。)、第6項・仮設建築物②法第87条の3第3項(建築審査会の同意が不要な場合に限る。)、第6項・一時的使用のための用途変更)



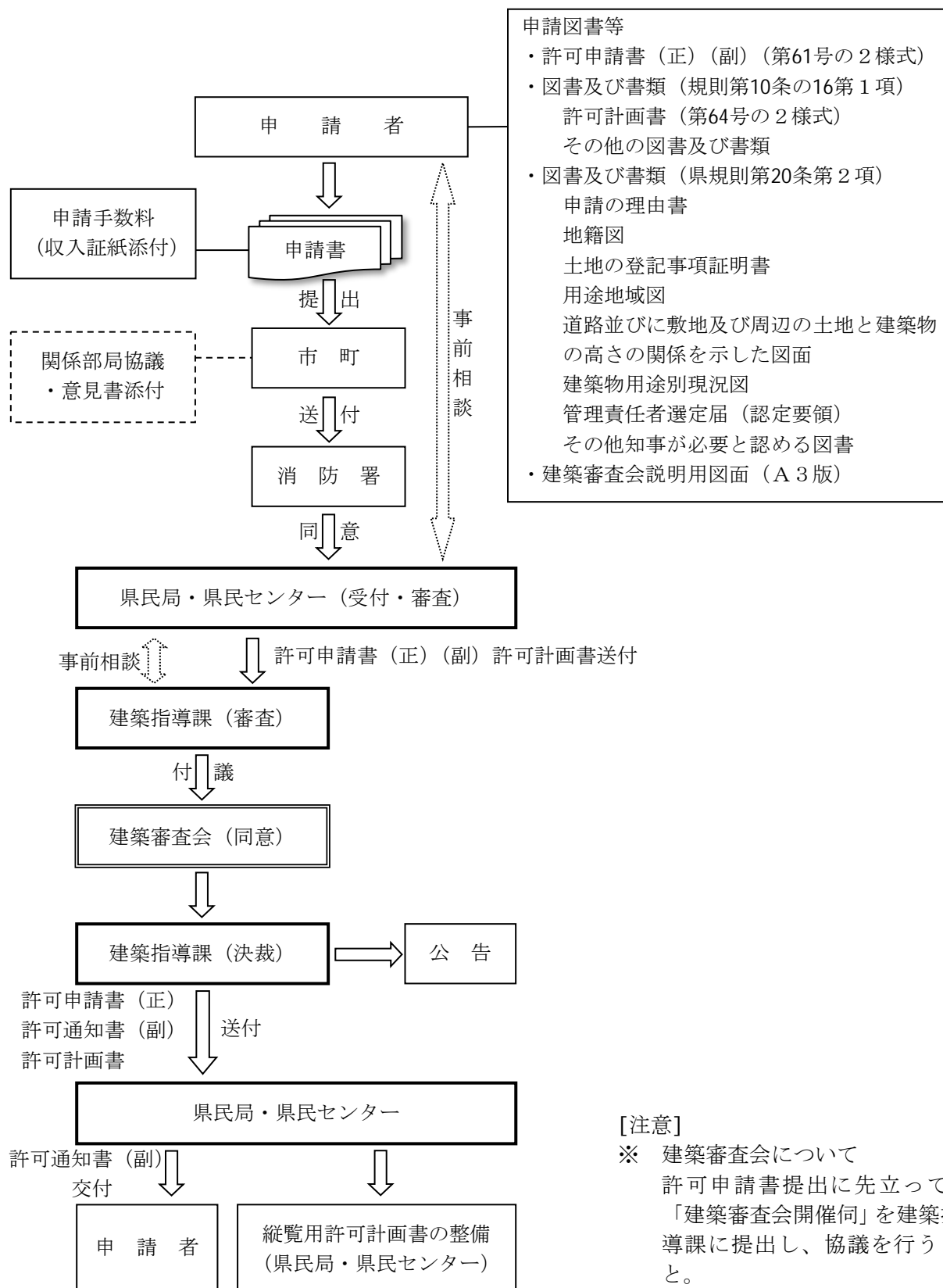
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第86条第1項～第2項)



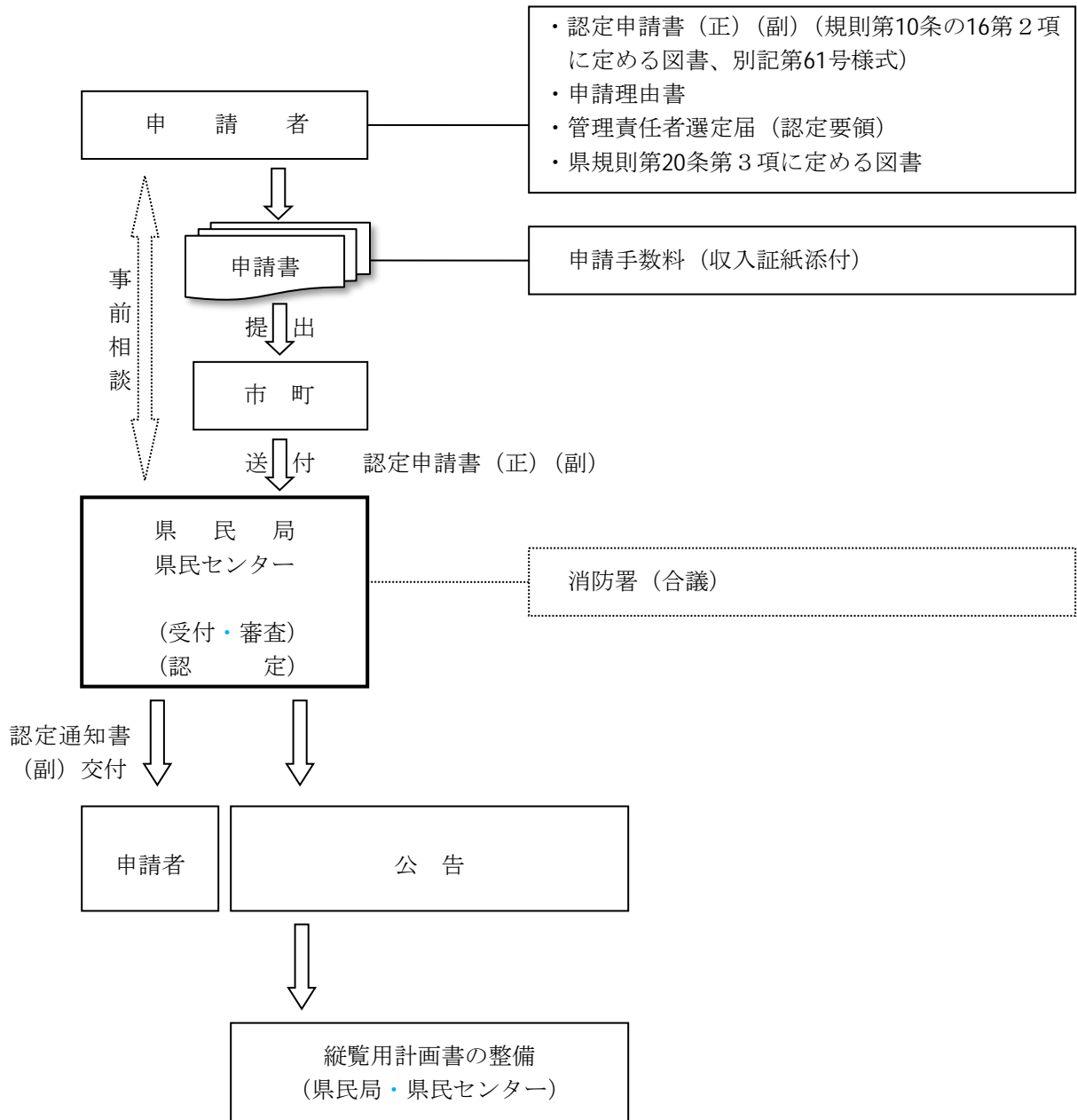
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る許可申請の流れ

建築指導課取扱分 (法第86条第3項～第4項)



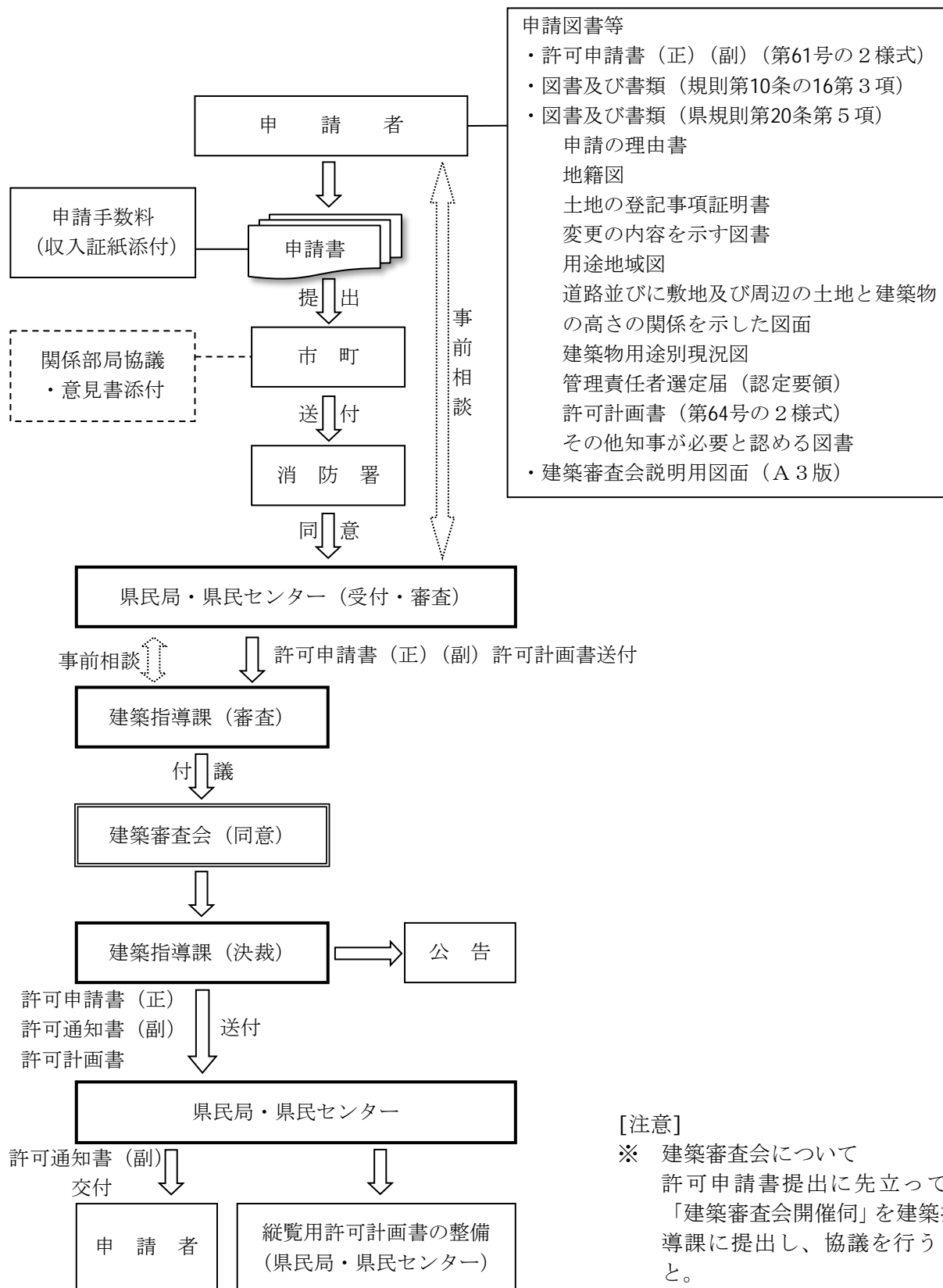
# 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定申請等の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第86条の2第1項)



# 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の許可申請の流れ

建築指導課取扱分 (法第86条の2第2項)

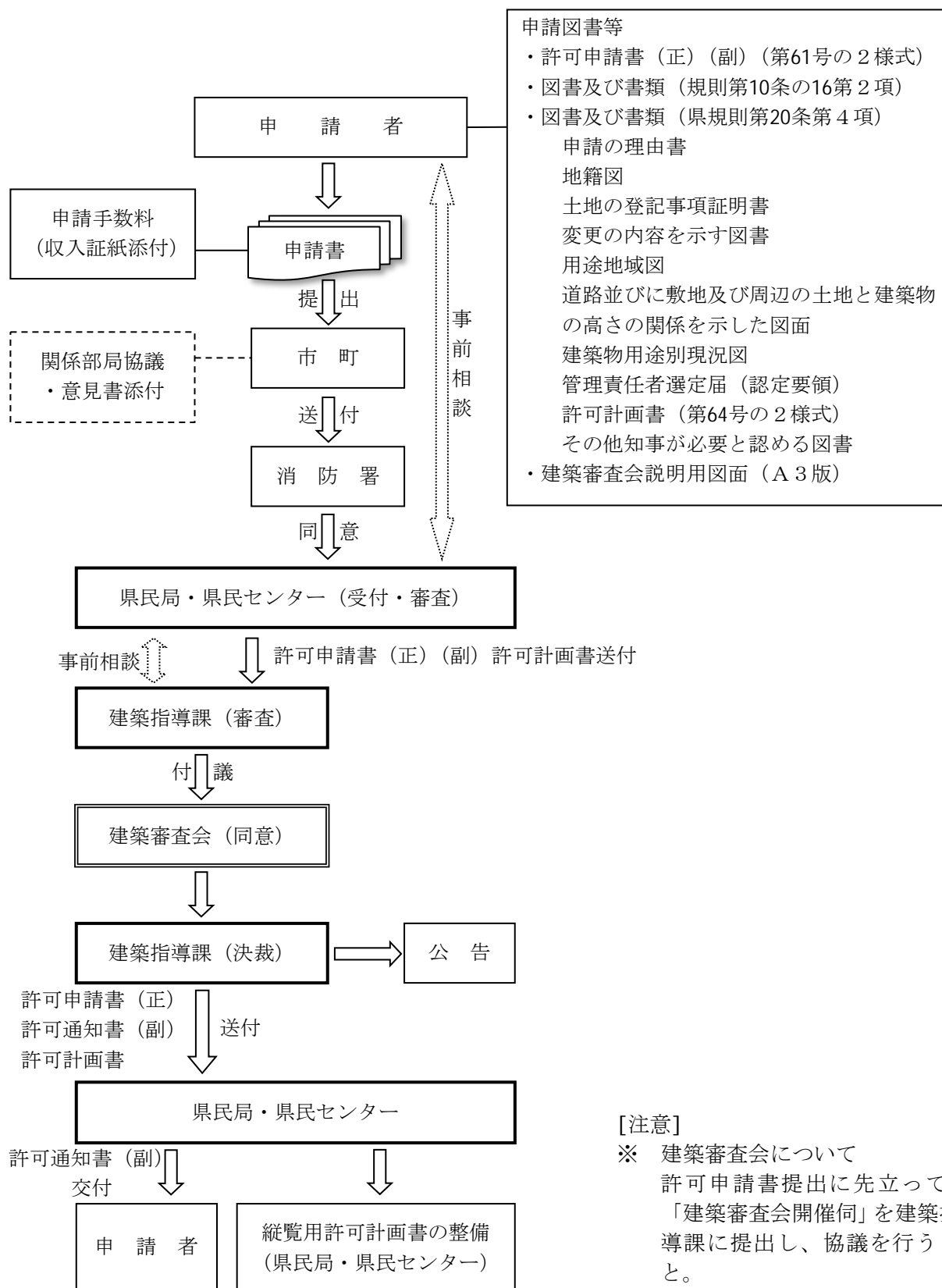


## [注意]

※ 建築審査会について  
許可申請書提出に先立って、「建築審査会開催伺」を建築指導課に提出し、協議を行うこと。

公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び構造の許可申請の流れ

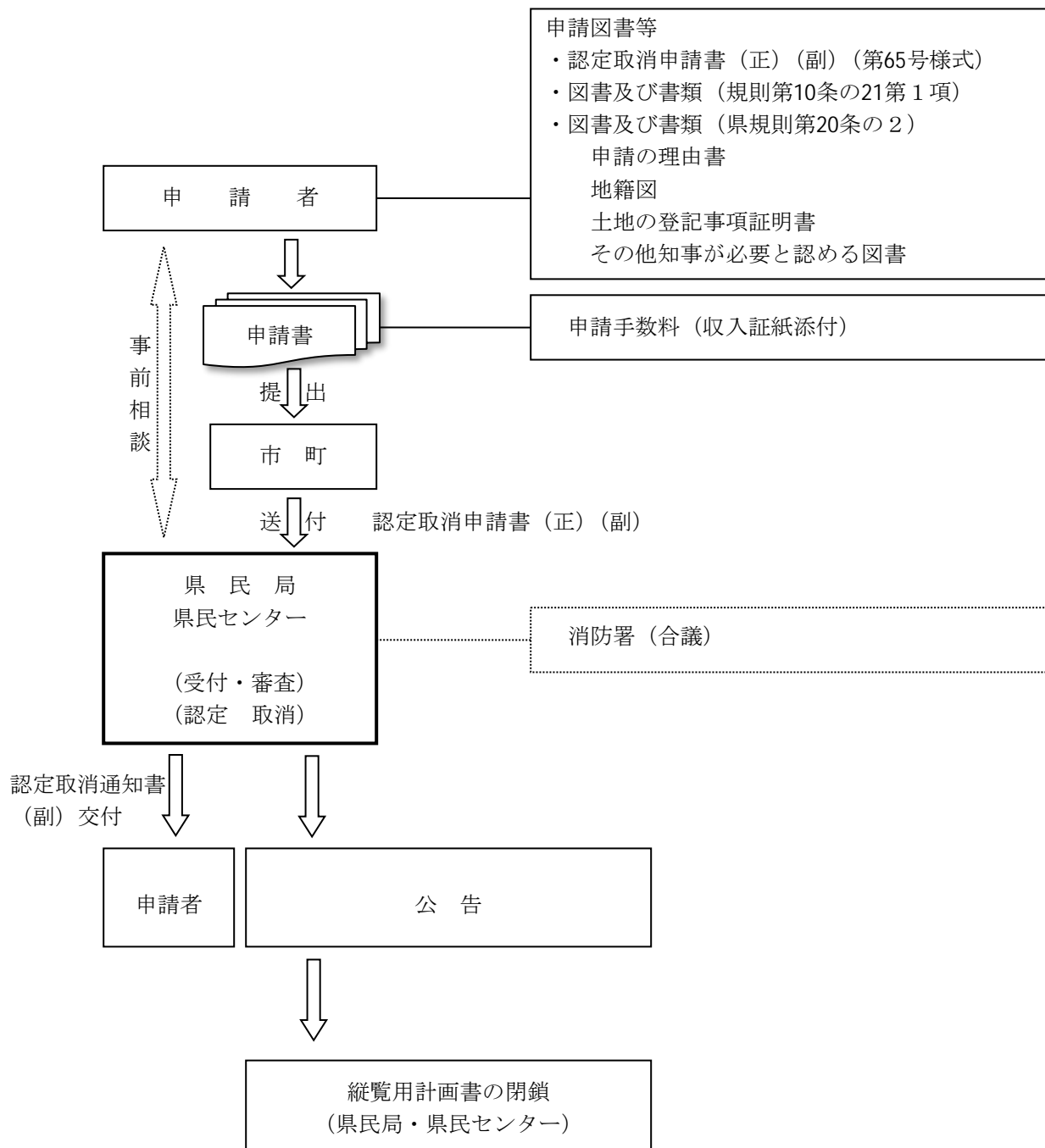
建築指導課取扱分 (法第86条の2第3項)





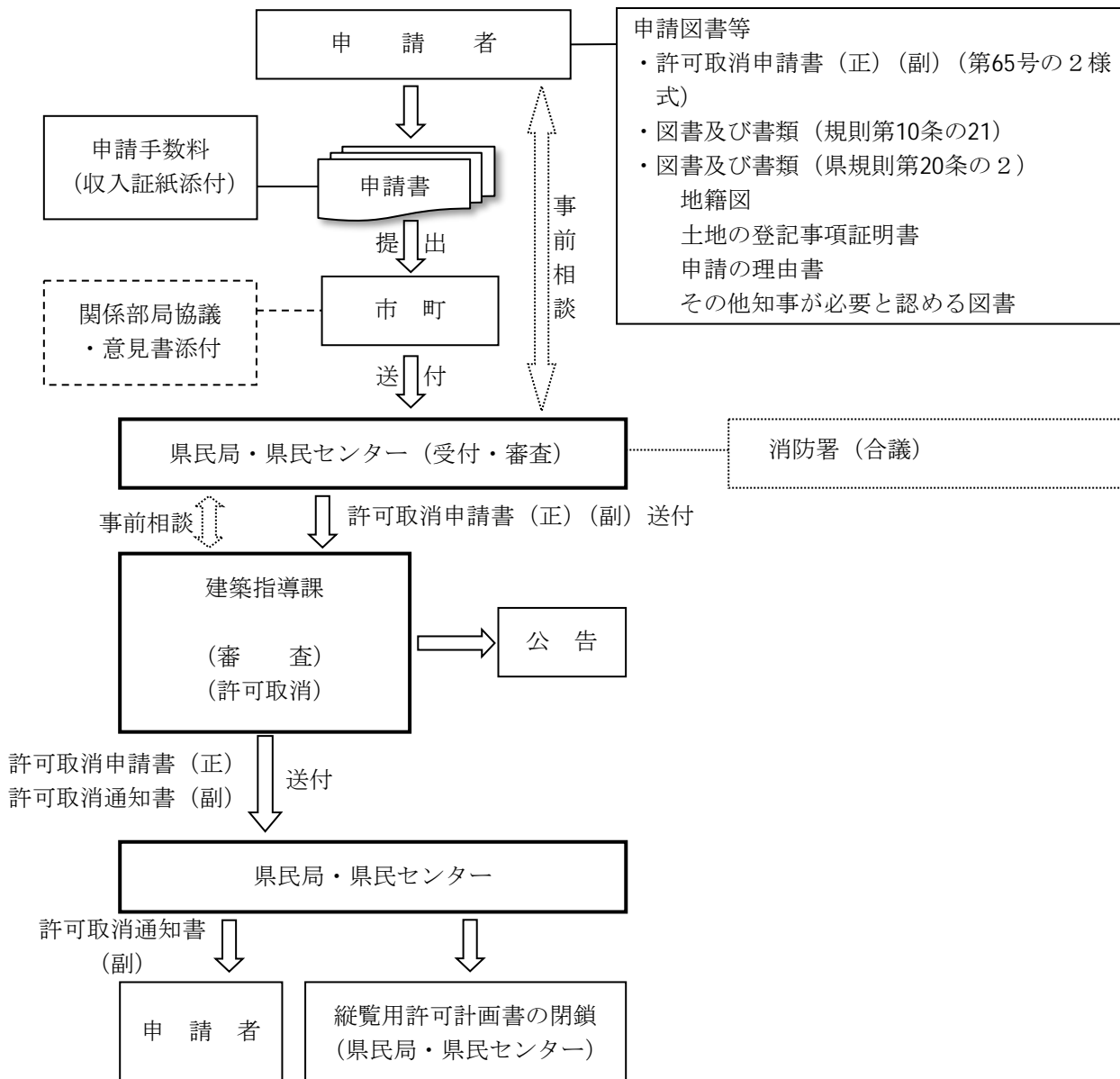
# 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (法第86条の5第1項、第2項)



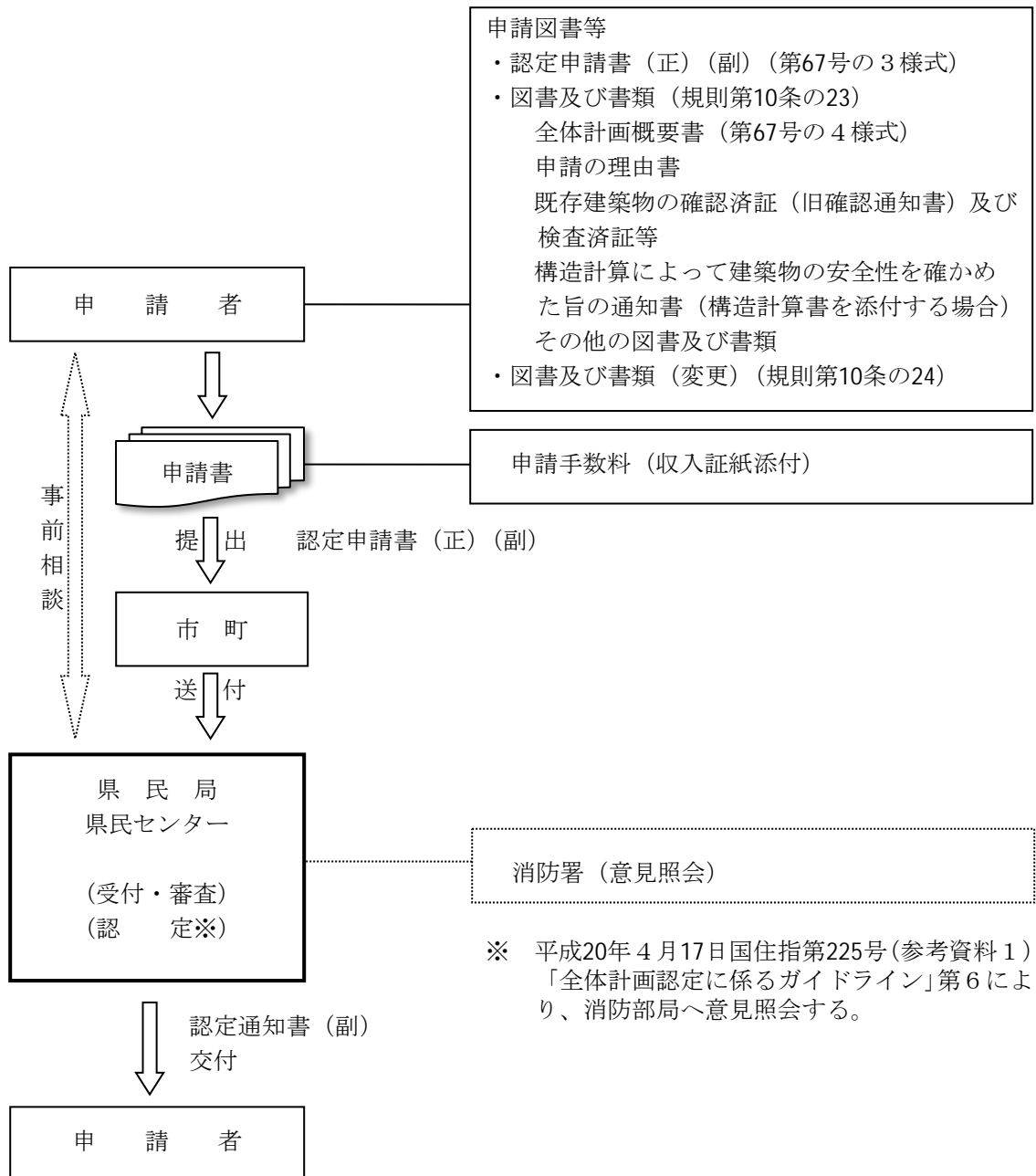
一の敷地とみなすこと等の許可の取消しの申請の流れ

建築指導課取扱分 (法第86条の5第1項、第3項)



## 全体計画認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (①法第86条の8第1項、増築等の全体計画認定  
②法第86条の8第3項、増築等の全体計画変更認定、③法第87条の2第1項、用途変更の全体計画認定、④法第87条の2第2項(法第86条の8第3項準用)、用途変更の全体計画変更認定)

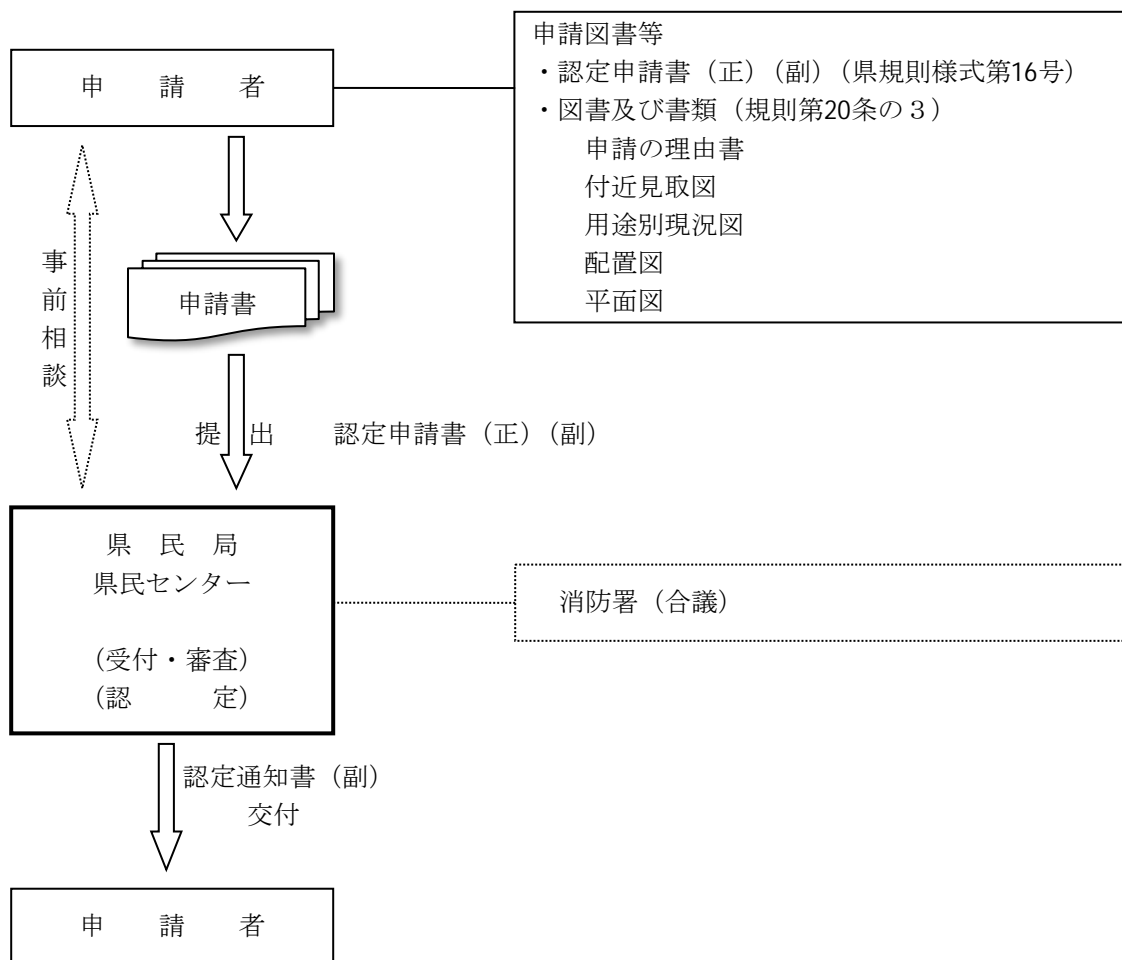


### [注意]

- ※ 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準を適用する建築物の場合、適合判定通知書又はその写しを添付すること。

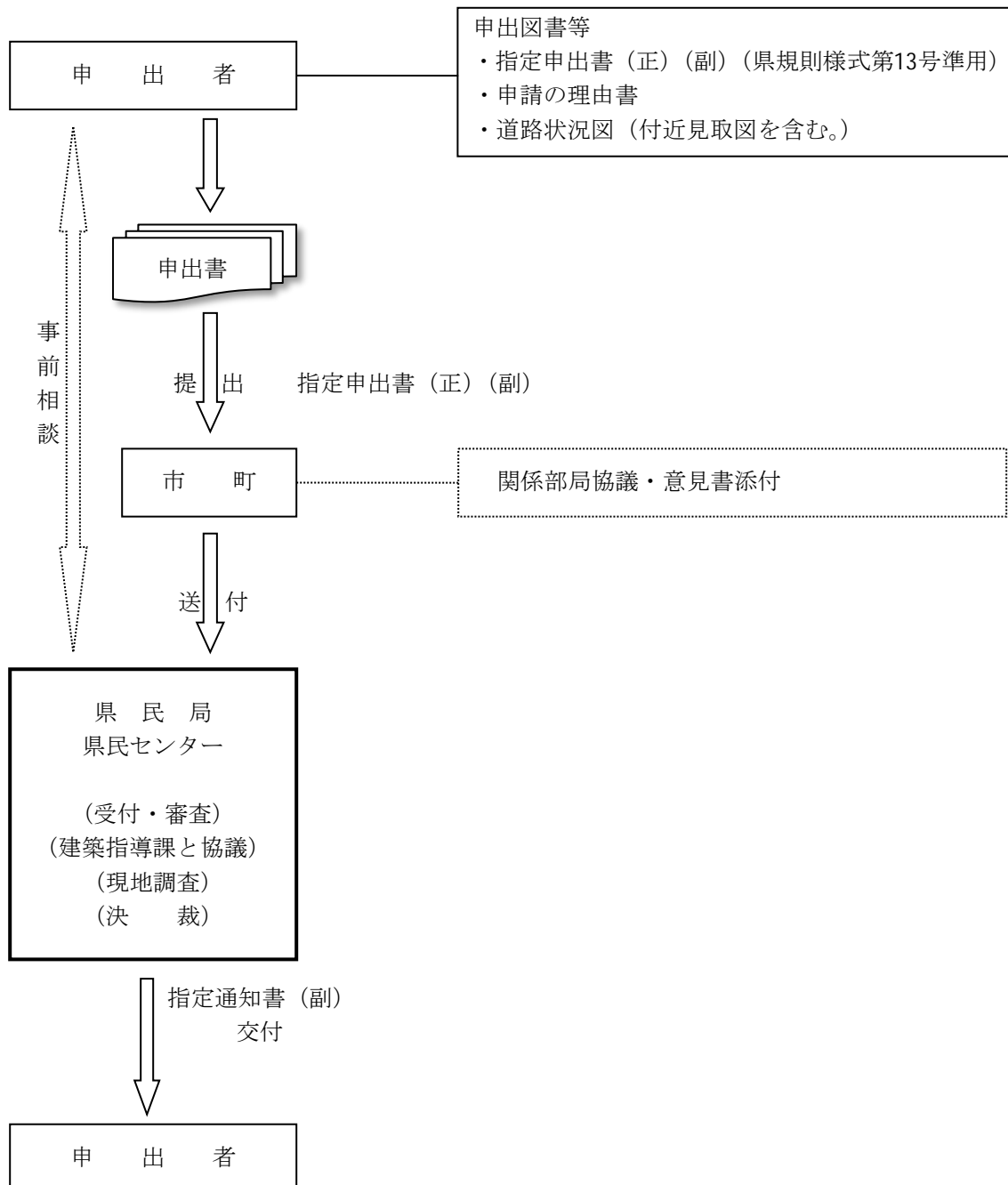
# 外壁及び軒裏の防火構造不要認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (令第115条の2第1項第4号)



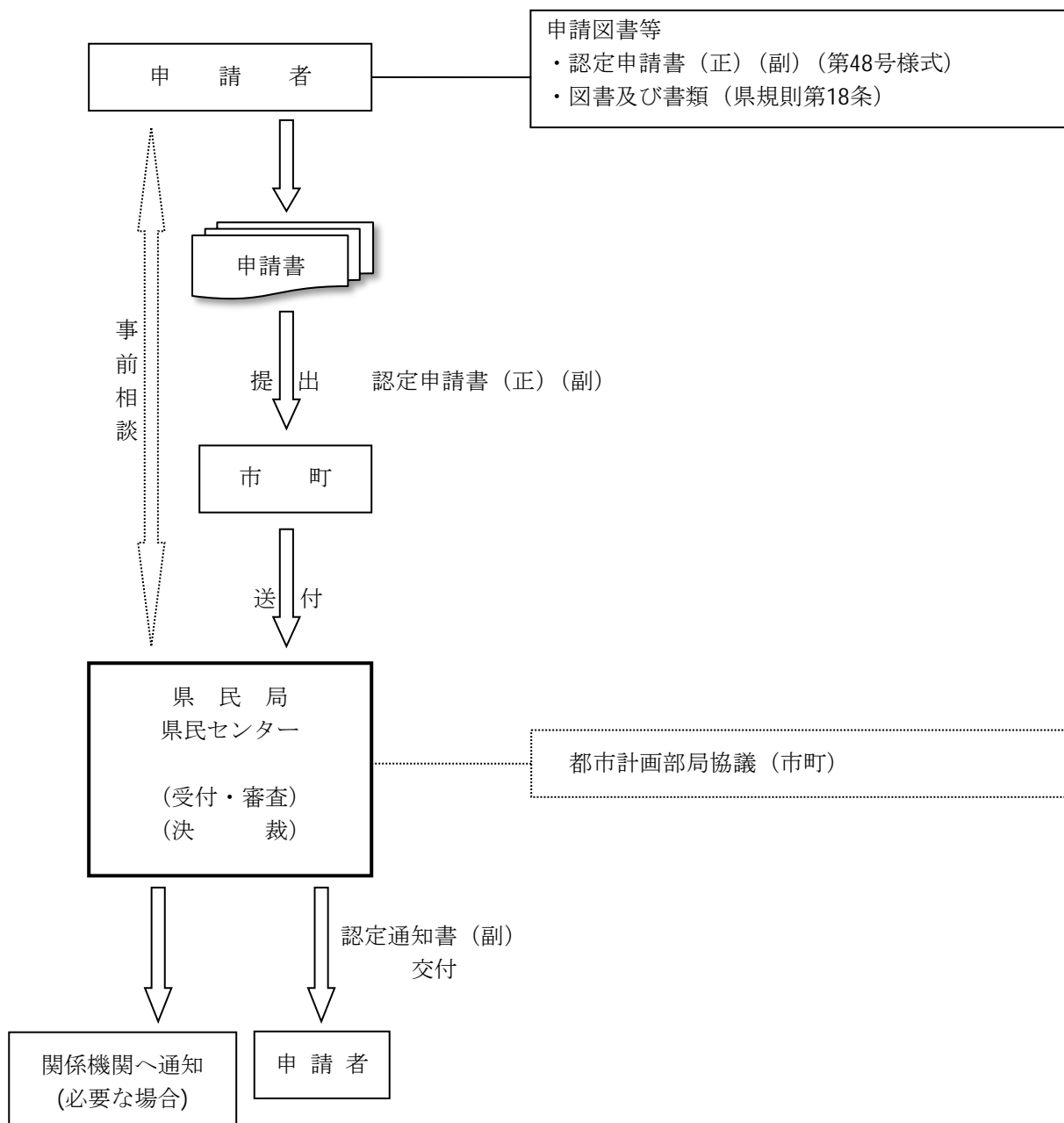
# 街区の接する道路の指定申出の流れ

県民局・県民センター取扱分 (令第131条の2第1項)

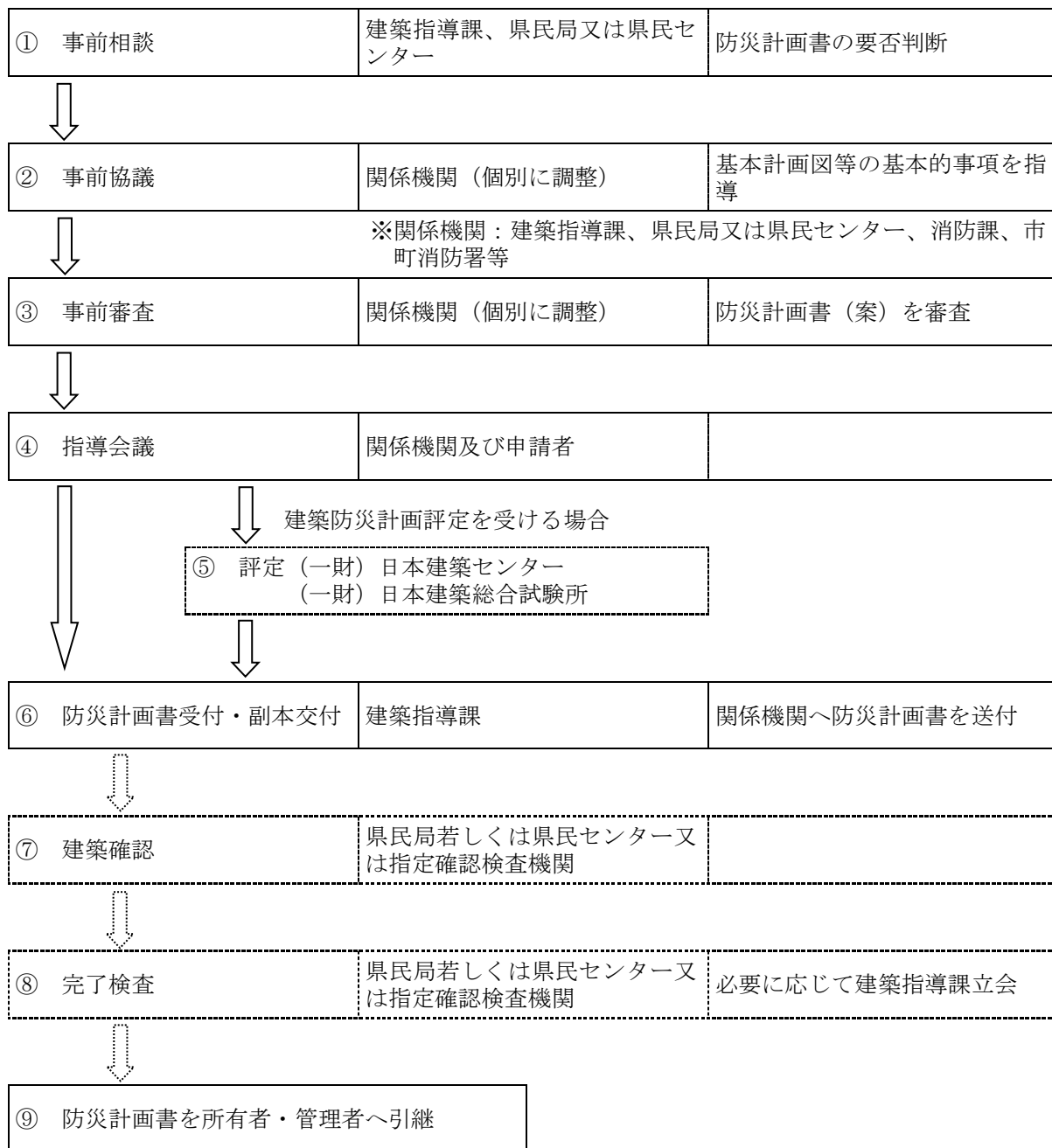


# 前面道路とみなす道路の認定申請の流れ

県民局・県民センター取扱分 (令第131条の2第2項、第3項)



## 高層建築物等防災計画書の作成指導に係る流れ (高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱)



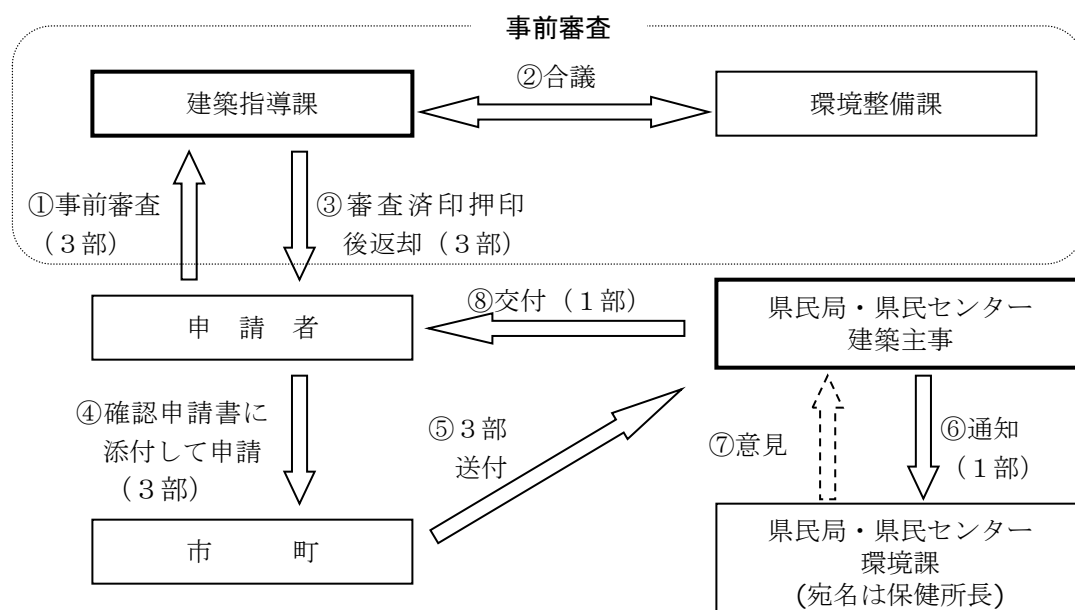
対象建築物（指導要綱第3条第1項に定める高層建築物等）

- ①高さが31mを超える建築物
- ②高さが31m以下の建築物で、建築基準法施行令第147条の2に該当する建築物等
- ③増築、改築等の場合、上記①又は②に該当する建築物

建築防災計画評定を受ける建築物

- ①高さが31mを超える建築物（共同住宅で災害時の避難人員が限定され、平面計画の平明なものを除く。）
- ②ホテル及び旅館の用途に供する建築物で、5階以上の階または地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
- ③利用者数あるいは平面計画の複雑さ等により、特に必要と認めるもの

## 浄化槽事前審査と確認申請の流れ



(注)

- 1 事前審査は、建築確認を県民局又は県民センターに申請し、かつ、処理対象人員が51人以上の浄化槽を設置する（構造等の変更、増築等による既設活用を含む。）場合、①～③により行う。
- 2 指定確認検査機関に建築確認を申請する場合及び「（注）1」に該当しない場合、事前審査は不要。
- 3 上表中④及び⑤は、確認申請書と同じルートとする。
- 4 提出部数は確認申請書添付用（正）（副）と県民局又は県民センターの環境課（副）の合計3部とする。
- 5 事前審査用の主な添付書類は下表のとおりとする。
- 6 排水基準は、浄化槽法施行令により放流BOD値が20ppm以下としなければならない。
- 7 当該浄化槽の処理対象人員が201人以上の場合にあっては、水質汚濁防止法に規定される「特定施設」（501人槽以上の浄化槽等）又は「地域特定施設」（201人～500人槽の浄化槽等）に該当することがあるため、県民局又は県民センターの環境部局と協議を行う必要がある。

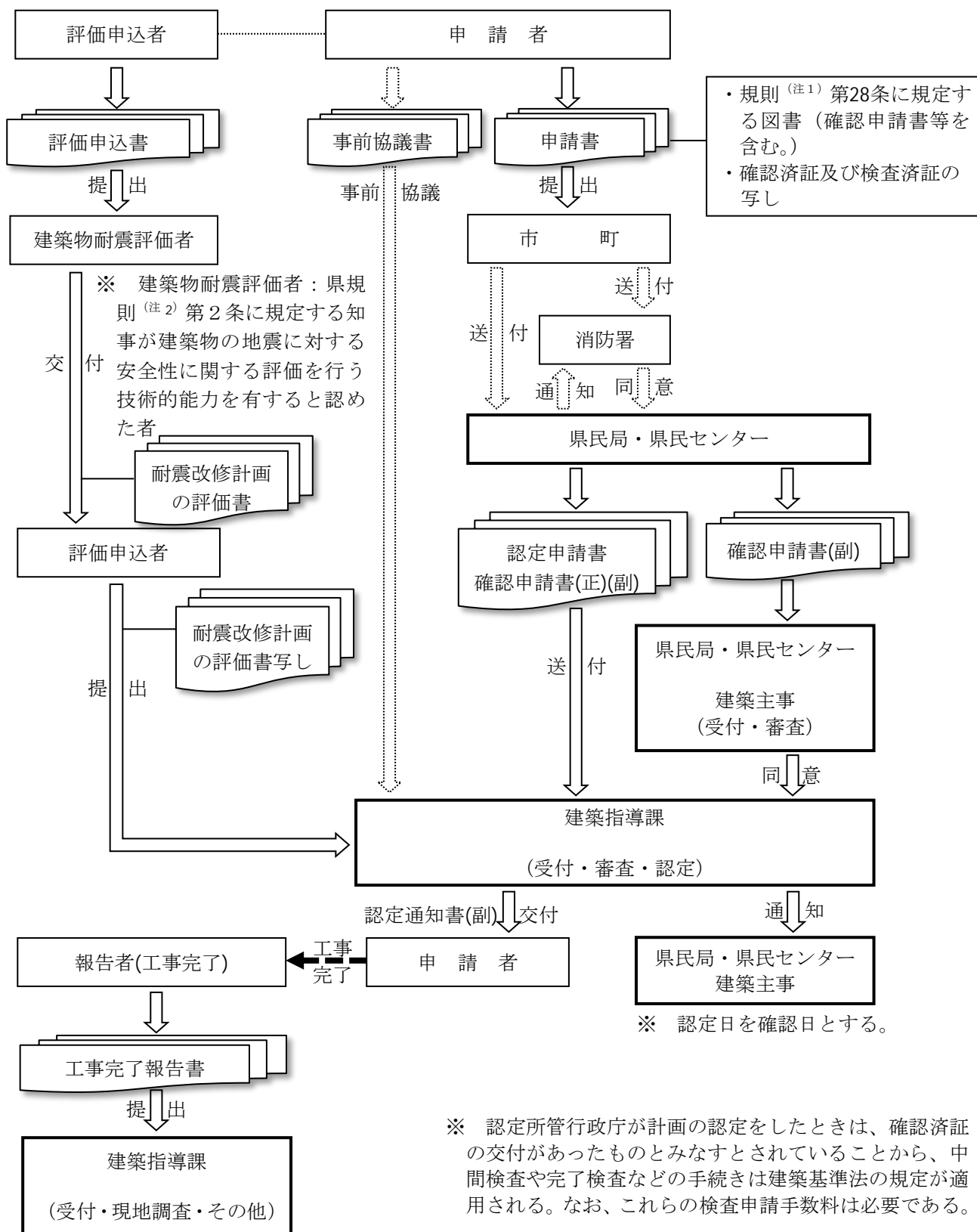
	書類の名称	様式番号	根拠条項
1	浄化槽に関する調書	(様式第2号) 第2条関係	県規則 第2条
2	環境保全に関する誓約書	(様式第2号)	指導要綱
3	浄化槽維持管理等委託契約書（写）	(様式第3号)	指導要綱
4	使用開始検査等承諾書（写）	(様式第4号)	指導要綱
5	設計計算書	(様式第5・6号)	指導要綱
6	浄化槽配置図 (建物配置図に浄化槽の位置を記入し放流先を明示すること。)		規則 第1条の3
7	浄化槽の仕様書・浄化槽の構造詳細図		規則 第1条の3
8	型式適合認定書別添仕様書及び図面		規則 第1条の3

※規則第1条の3の規定による明示すべき事項について確認する。



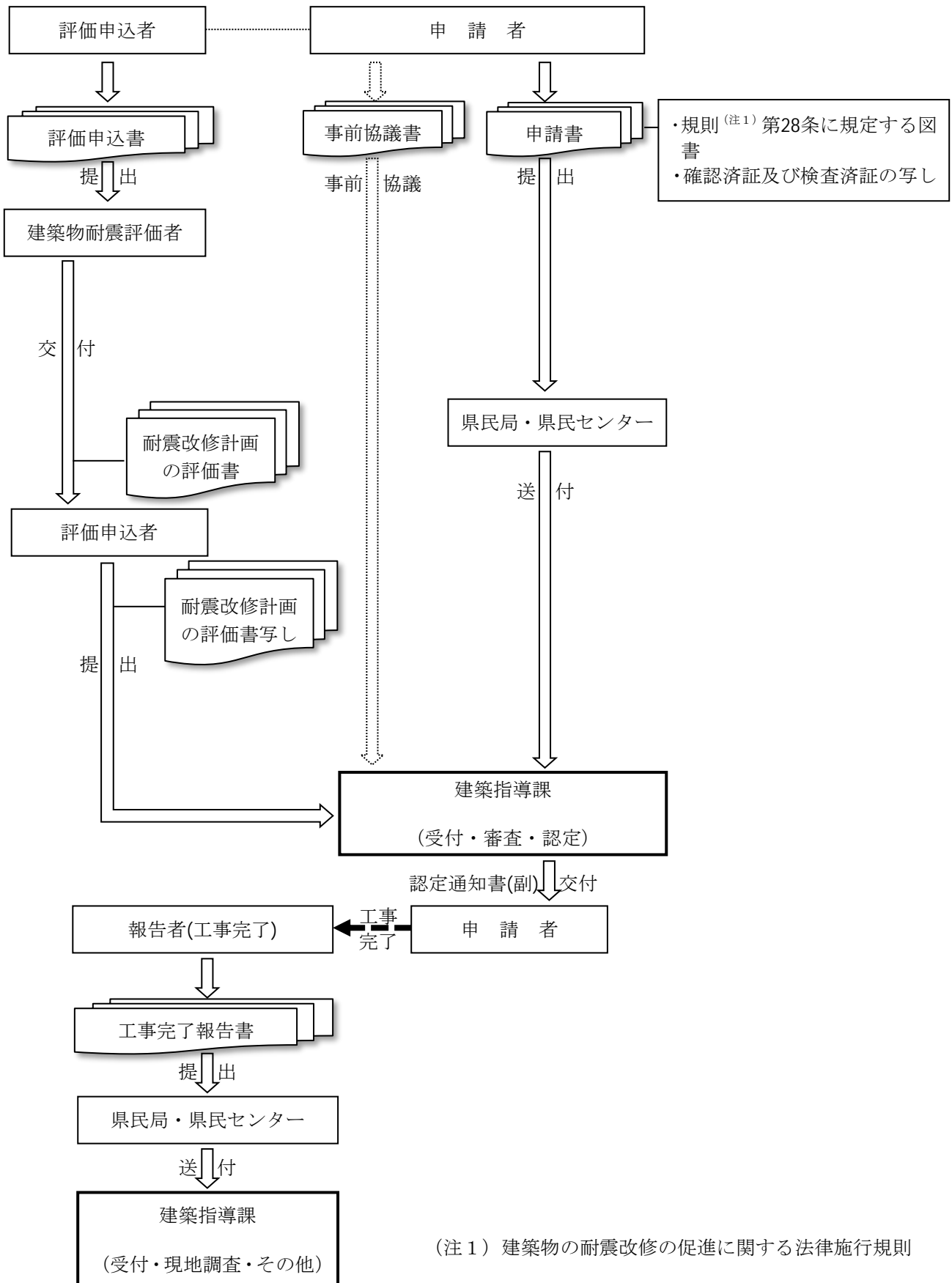
## 建築物の耐震改修の計画の認定申請の流れ

(建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条(建築確認又は計画通知を要する場合。同法第18条第2項において準用する場合を含む。))



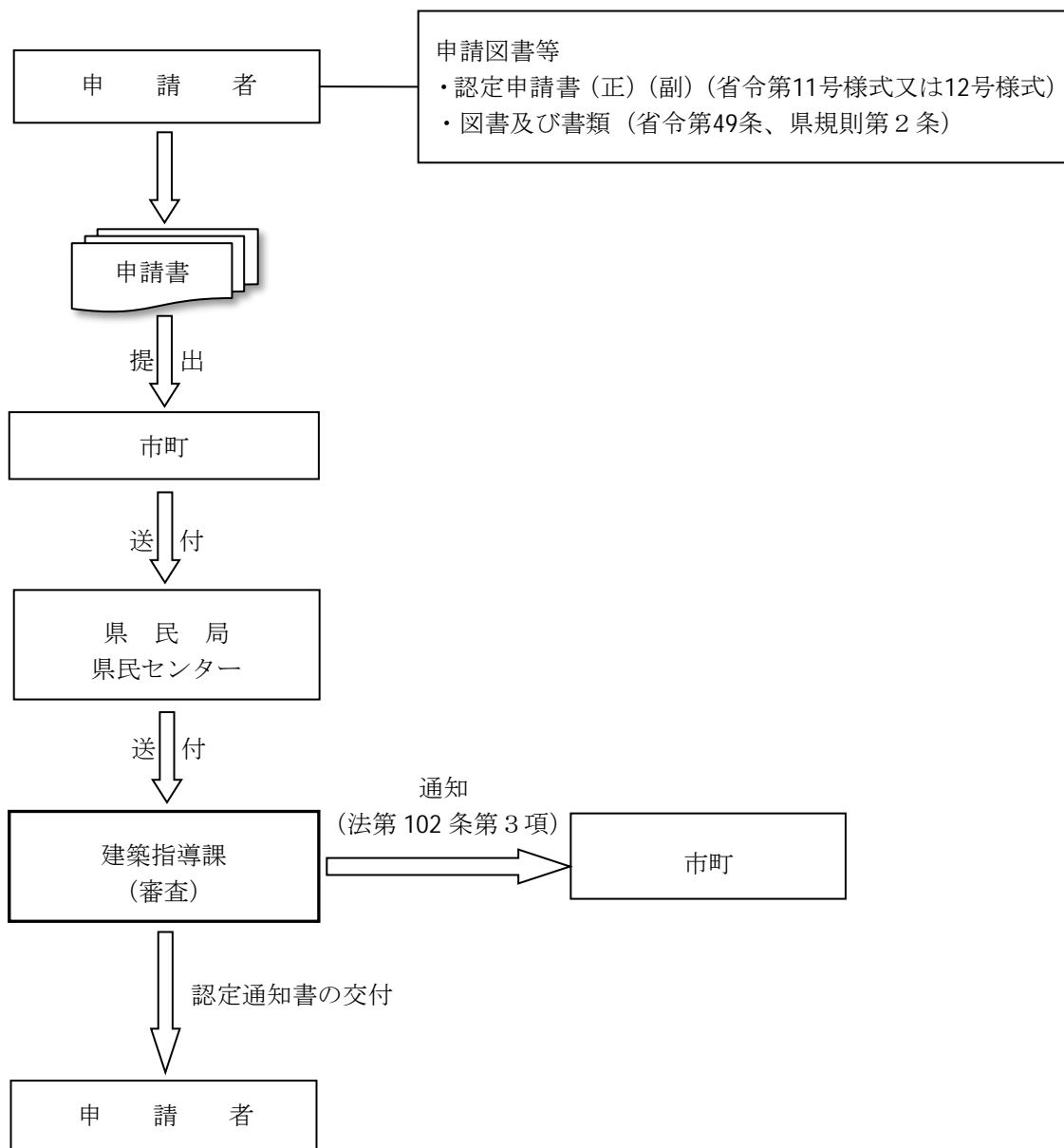
# 建築物の耐震改修の計画の認定申請の流れ

(建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条 (建築確認及び計画通知を要しない場合))

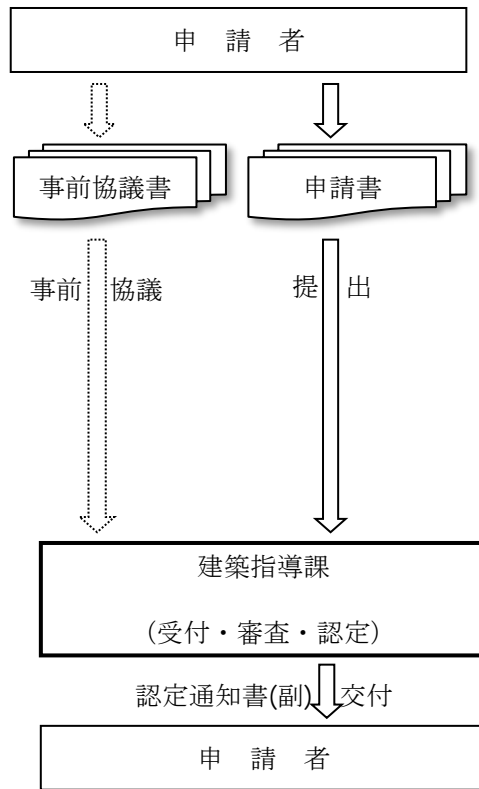


## マンションの要除却認定申請の流れ

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項)

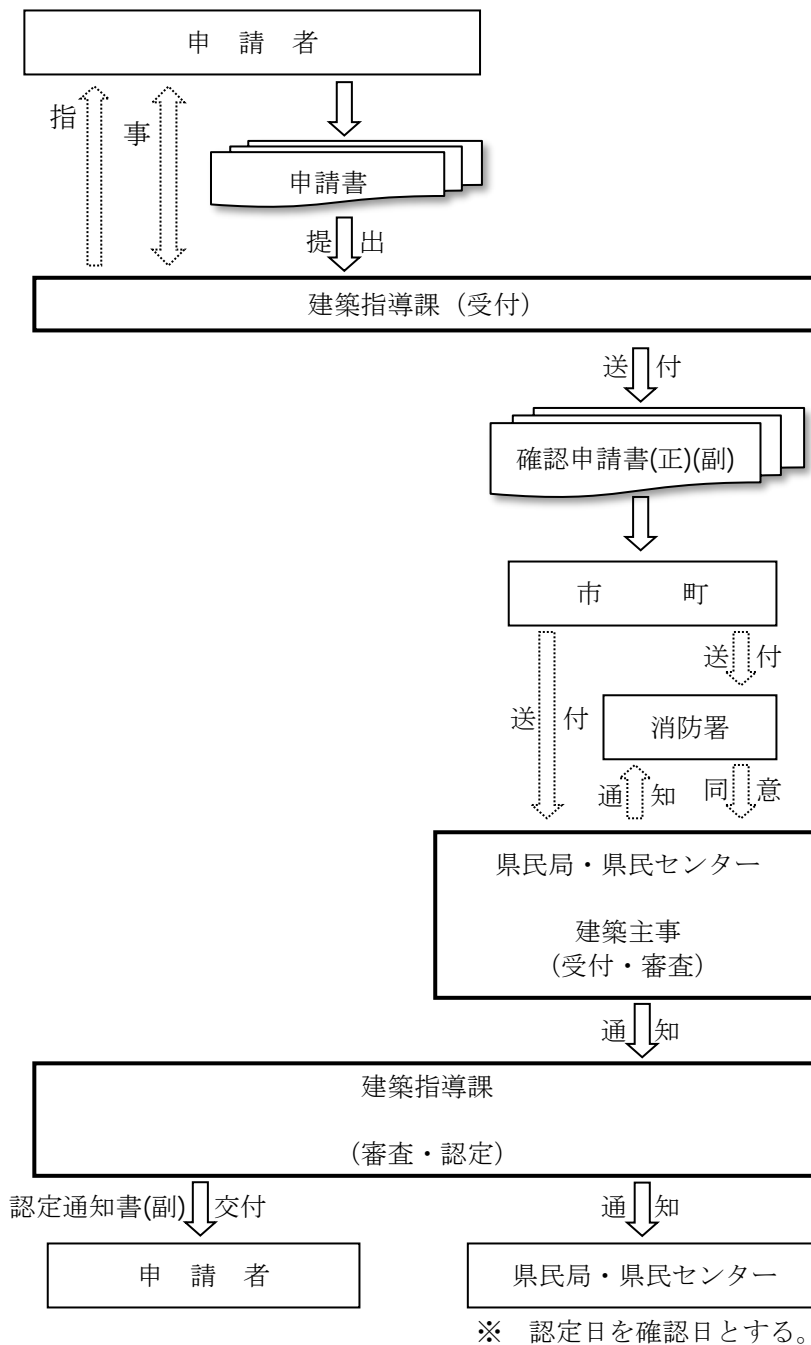


建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の流れ  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条)



## 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の流れ

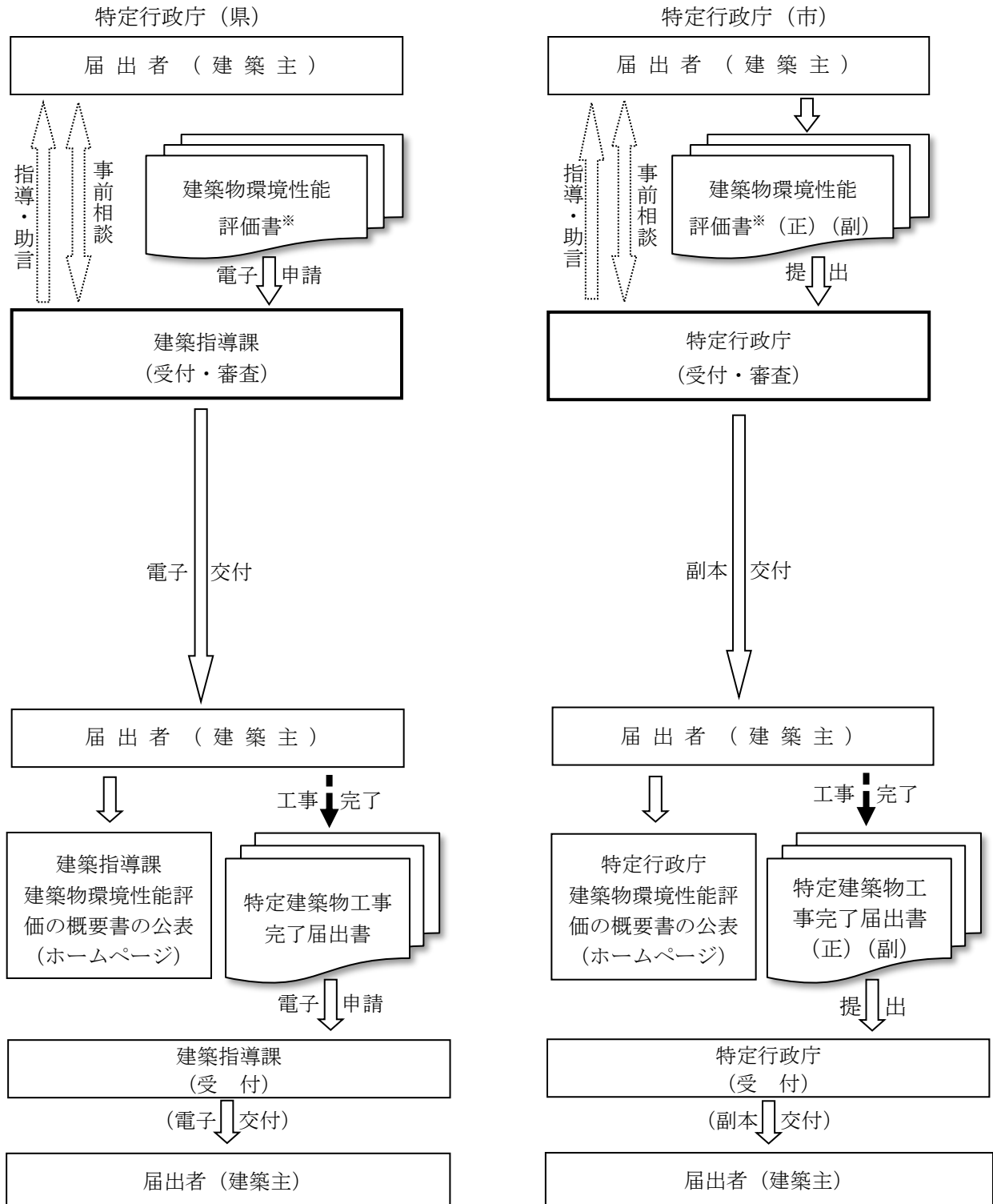
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条(建築確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合))



※ 認定所管行政庁が計画の認定をしたときは、確認済証の交付があったものとみなすとされていることから、中間検査や完了検査などの手続きは建築基準法の規定が適用される。なお、これらの検査申請手数料は必要である。

※ 複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定にあっては、その他の建築物に係る部分は、この申出(流れ)の対象とはならない。

# 建築物環境性能評価（CASBEE）の届出の流れ （環境の保全と創造に関する条例）

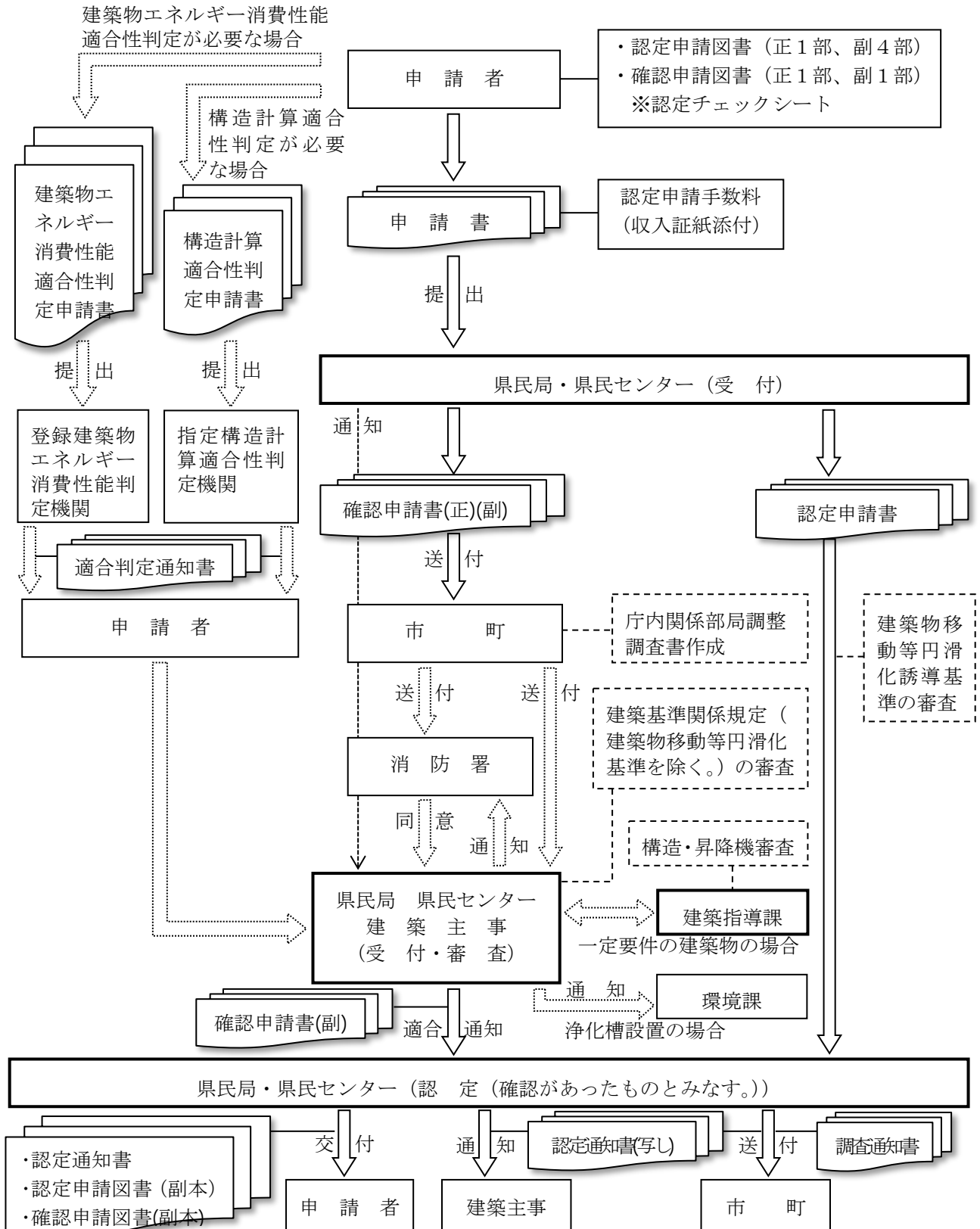


（建築指導課） ← 特定行政庁（市）  
建築物環境性能評価の概要書の報告

※ 建築物環境性能評価変更届出書も同様とする。（建築指導課及び特定行政庁（市）は、建築物環境性能評価の概要書に変更があった場合、公表している建築物環境性能評価の概要書を修正する。）

## 特定建築物計画認定の流れ

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の確認の特例を受ける場合)



※ 確認の特例を適用しない場合は、確認申請書を除く認定申請書を県民局又は県民センターに提出するが、確認申請は通常の流れとなる。



---

## 建築確認申請等の手引

---

発行日

平成 28 年 6 月 1 日 (改定)

---